

資料目次

総則編

- 第1図 排出油等防除計画の対象海域及び名称
- 第2図 オイルフェンス展張形態とその展張要領
- 第3図 外洋域におけるオイルフェンス展張例

(参考)

- 参考1 油等汚染事故への準備及び対応のための国家的な緊急時計画
(平成18年12月8日閣議決定)
- 参考2 油等汚染事故に関する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要領
(平成7年5月8日関係省庁申し合せ)

海域編

- 資料1 油等保管施設一覧
- 資料2 油等保管施設位置図
- 資料3 係留施設一覧
- 資料4 係留施設位置図
- 資料5 狭水道通航船舶の状況
- 資料6 タンカー及び貨物船の航跡図
- 資料7 要救助海難発生状況表
- 資料8 要救助海難発生状況図(部署別)
- 資料9 油等による海洋汚染発生状況表
- 資料10 油等による海洋汚染発生状況図(部署別)
- 資料11 過去の代表的な大規模排出油等事故の概要
- 資料12 気候表
- 資料13 海潮流図
- 資料14 漁具定置箇所位置図
- 資料15 海域周辺環境図
- 資料16 風・海潮流による排出油の移動距離表
- 資料17 海洋汚染想定図
- 資料18 有害液体物質の挙動による分類
- 資料19 有害液体物質の分類、品目別取扱量
- 資料20 流出後の物質の分散経路
- 資料21 排出油等防除資材等保有状況
- 資料22 連絡系統図及び連絡先

資料 2 3 防災相互通信無線局保有状況

資料 2 4 海上災害防止センターの契約防除措置実施者一覧

資料 2 5 排出油等の防除に関する協議会一覧

(参考)

参考 1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

参考 2 海上保安庁以外の主な排出油等防除資材保有状況

参考 3 大型油回収船一覧

第 1 図 排出油等防除計画の対象海域及び名称

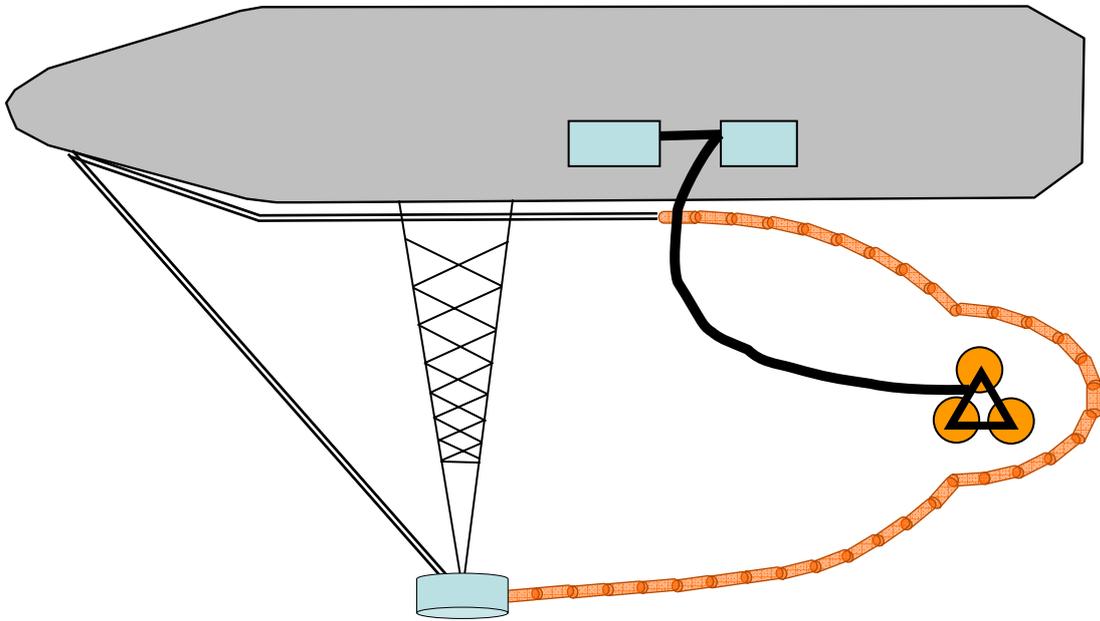


第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領

区分	展張図	展張概要
A法 (包围)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 最も一般的な展張方法で、風潮流がいずれかの方向から来ても対応できるように排出源を包围する方法。 流出初期又は単時間当たりの流出量あまり多くなく、風や潮流の影響が少ない場合に用いる。 (2) 風及び潮流によりオイルフェンスから漏洩することがあるので、状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 必要に応じ作業艇、油回収艇等の出入りのため出入口を設ける。 (4) 陸上からの流出の場合は陸岸をオイルフェンスの一部として流出油を包围する。 (5) 流出量の少ない場合は流出源の船舶をオイルフェンスの一部として流出油を包围することも考えられる。
B法 (待受け)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 風潮流等が一定で、油の流行が安定している場合や、流出量が多く包围するためのオイルフェンスが不足する場合、あるいは風潮流の影響が大きく包围が困難な場合等に用いる。 (2) 流出源からある程度離れた位置で待受け捕捉する。 (3) 状況に応じ二重三重に展張する。 (4) 潮流の強い狭水道等で転流時が近い場合は、転流後を考え状況に応じ反対側にも展張する。
C法 (閉鎖)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 港内の狭い水路、運河等での流出油事故の場合に用い、水路等をオイルフェンスで閉鎖して油の拡散を防止する。 (2) 水の流れが強くオイルフェンスで閉鎖することが困難な場合、あるいは、船舶交通上、水路を閉鎖して展張することが困難な場合は、中央を空けて展張する。 (3) 潮汐の上下により、オイルフェンスと陸岸の接続箇所隙間が出来て油が漏洩するおそれがあるので注意を要する。 (4) オイルフェンスをくり抜けて漏洩する油を捕捉するため必要に応じ二重三重に展張する。
D法 (誘導)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 流出量が多く、かつ、風、潮流の影響が大きいため、流出油を現場で包围できないとき、海岸の保全、水産資源保護のため保護水面の前面にオイルフェンスを展張し、影響の少ない海面に誘導する場合、あるいは、地勢等により現場付近で回収作業が困難なとき、作業可能な海面まで誘導する場合等に用いる。 (2) 状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 風、潮流が強く錨によるオイルフェンスの係止が困難な場合はE法を併用する。
E法 (移動)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 水深が深く又は風潮流が強い等の理由で錨を使用出来ない場合、風又は潮流が強くて錨で係止できない場合、あるいは海面に広がっている浮流油を集油したり回収しやすい場所まで移動させる場合等に用いる。 (2) オイルフェンスの両端を2隻の作業船艇にて油が潜り抜けられない程度で曳航し、浮流する油を大まわしに囲む。 (3) 包围後、作業艇の代わりにシーアンカーやチェーン等の抵抗物を付けることも有効である。 (4) オイルフェンスを曳航する場合、水圧により過度の張力がかかり破損するおそれがあるので慎重に作業する必要がある。

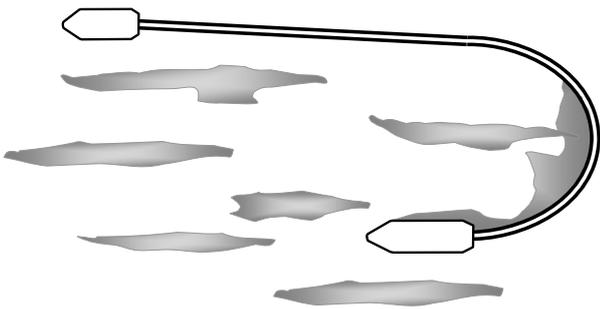
第3図 外洋におけるオイルフェンス展開例

a

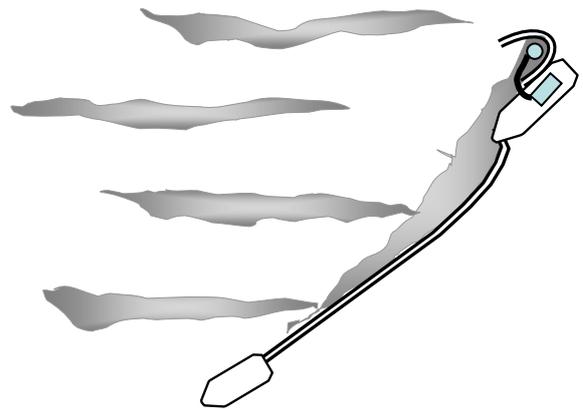


1船による油回収システムの例

a



b



2船による油回収システムの例

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について

〔 平成 1 8 年 1 2 月 8 日
閣 議 決 定 〕

1 9 9 0 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成 7 年条約第 2 0 号）第 6 条及び 2 0 0 0 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書第 4 条の規定に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画を別紙のとおり定める。

これに伴い、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成 9 年 1 2 月 1 9 日閣議決定）は、廃止する。

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画

第1章 序説

第1節 計画の目的

四面を海に囲まれた我が国は、海洋を取り巻く多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）による汚染事件（放射性物質による汚染事件については、原子力災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていることから、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。）が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の海運国でありエネルギー輸入国であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を始め、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界、漁業関係者その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。

このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第6条(1)(b)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」第4条(1)(b)に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油等による汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため

油等汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。

第2節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく排出油等防除計画、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）と調和を保ったものであり、これらと相まって油等汚染事件に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。

第2章 油等汚染事件に対する準備に関する基本的事項

第1節 油等汚染事件に関する情報の総合的な整備

油等汚染事件への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）」等の場を通じて相互に交換する。

海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の各種分野の専門家及び排出された油等（以下「排出油等」という。）の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、油等汚染事件への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。

また、関係行政機関は、油等汚染事件による環境への影響を迅速に把握

・評価し、また、油等汚染事件に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う油等汚染事件への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するよう努める。

第2節 対応体制の整備

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、油等汚染事件に対する協力体制について必要な調整を行う。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海防法に基づき排出油等防除計画を作成するとともに、海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、独立行政法人海上災害防止センター（以下「海上災害防止センター」という。）における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。

また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。

水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。

第3節 通報・連絡体制の整備

船舶の船長、施設（陸地にあるものを含む。）の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石炭法に基づき直ちに消防署等に通報する。

さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合には、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき直ちに産業保安監督部等に通報する。

海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても同様に直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。

関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。

第4節 関係資機材等の整備

船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、海上災害防止センターは、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。

また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。

石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石炭法に基づく資機材を備え付ける。

港湾管理者は、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、排出油等の防除資機材等の整備を推進する。

経済産業省は、関係者の利用に供するため、石油事業者団体等が行う排出油等の防除資機材の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。

水産庁は、油等汚染事件による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。

環境省は、野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。

関係行政機関は、各行政分野において、油等汚染事件への対応のため必要な資機材の整備に努める。

地方公共団体は、必要に応じ、油等汚染事件への対応のため必要な排出油等の防除資機材等の整備に努める。

また、必要な排出油等の防除資機材が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。

第5節 訓練等

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、油等の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、排出油等の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、その評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。

環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。

また、海上災害防止センターは、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。

これらの訓練等の実施に当たっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。

関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、油等汚染事件発生の防止及び当該事件発生の際の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。

民間事業者は、油等汚染事件発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。

第6節 近隣諸国等との協力体制

外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との油等汚染事件発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。

第3章 油等汚染事件に対する対応に関する基本的事項

第1節 保護対象についての基本的な考え方

油等汚染事件に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。

第2節 対応体制の確立

油等汚染事件が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を油等汚染事件の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

関係行政機関は、大規模な油等汚染事件が発生した場合には、事件及び被害の第一次情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。

内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関

する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。

国は、油等汚染事件が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。

国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣（石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。）からの油等汚染事件については総務大臣）を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については消防庁内）とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については総務副大臣）を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。

なお、警戒本部又は非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部等」という。）は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。

関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、迅速かつ

的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。

地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石災法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。

関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、油等汚染事件への的確な対応体制を確保する。

国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。

第3節 油等汚染事件に関する情報の連絡

油等汚染事件の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。

関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、官邸対策室又は非常災害対策本部等（設置された場合に限る。以下同じ。）に連絡（地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡）し、当該連絡を受けた官邸対策室又は非常災害対策本部等は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。

関係行政機関、地方公共団体等は、当該油等汚染事件に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の収束に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。

第4節 油等汚染事件の評価

海上保安庁は、油等汚染事件発生 of 情報を入手したときは、更に詳細な情報を得るよう努め、船艇、航空機を油等汚染事件発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調

査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染事件が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

第5節 油等防除対策の実施

- 1 油等汚染事件が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれらの者に対し、防除措置を命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

- 2 油等汚染事件が発生した場合の排出油等の防除には、例えば、次のような措置があるが、排出油等の種類及び性状、排出油等の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに当たっては、まず、排出油等の拡散、性状の変化及び化学変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に排出油等の拡散の防止、回

収、処理等を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。

自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。

(1) 排出防止措置

引き続き油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油等を他船又は他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。

(2) 拡散防止措置

排出油等は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するものもあるため、油等汚染事件が発生した場合には、必要に応じ、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して排出油等を包囲し、拡散を局限する。

また、揮発性を有する油等の防除に当たっては、排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講ずるものとする。

(3) 回収措置

排出油等の回収方法としては、回収船、回収装置等を使用して回収する機械的回収、吸着材、ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

(4) 分散処理等

放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を攪拌し、又

は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。

3 防除措置を実施するに当たっては、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業や、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。

4 排出油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した排出油等の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。

関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した排出油等の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康安全管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。

5 回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タ

ンカー等、回収した油等の処理施設・当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。

関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した油等の処理を実施する。

6 油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。

(1) 火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずるものとする。

(2) 排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

(3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するものとする。

(4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。

第6節 資機材等に関する情報の提供等

海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び排出油等の防除資機材に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。

経済産業省は、第2章第4節の石油事業者団体等が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて排出油等の防除資機材に関する情報の提供及び排出油等の防除資機材等の貸出しを行い得る体制を確保する。

総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。

第7節 防除作業実施者の健康安全管理

厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における健康又は安全上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。

防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の健康及び安全上の配慮事項について関係者等及び作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。

第8節 野生生物の救護の実施

環境省は、油等汚染事件により野生生物に被害が発生した場合には、排出油等が付着した野生生物の洗浄、排出油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第9節 漁場保全対策等の実施

水産庁は、油等汚染事件により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて排出油等の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置

油等汚染事件の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合には、海上保安庁は、必要に

応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講ずる。

第11節 広報等

船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

油等汚染事件が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び一般的な油等汚染事件発生時の対応に関する知識の充実に資するため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。

第12節 事後の監視等の実施

関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、油等汚染事件による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。

第4章 関係行政機関等の相互の連携等

第1節 国家的な連携

関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努め

る。

また、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、油等汚染事件への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第2節 地域的な連携

関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。

また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。

この場合において、関係者は、排出油等の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第5章 その他の事項

第1節 調査研究、技術開発の推進

関係行政機関は、油等汚染事件の防止並びに当該事件による排出油等の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。

第2節 計画の見直し

国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱

平成 7 年 5 月 8 日

関係省庁申合せ

(最終改正 平成19年 4 月 1 日)

1. 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月 8 日閣議決定。以下「国家的緊急時計画」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）に基づく防災基本計画を踏まえ、関係省庁相互の密接な連携と協力の下に、油等汚染事件への準備及び対応を迅速かつ効果的に実施するため、「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議は、別記の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を連絡会議に参加させることができる。
3. 連絡会議の事務局は、関係省庁の協力の下、海上保安庁が担当するものとする。ただし、石油コンビナート等特別防災区域から油等汚染事件が発生した場合は、消防庁が担当するものとする。
4. 連絡会議開催の発議については、構成員は事務局と緊密な連絡をとって行うものとする。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
6. 連絡会議においては、油等汚染事件への準備及び対応に関し必要な連絡、調整等を行うものとする。特に、大規模な油等汚染事件発生時には、事件及び被害の第 1 次情報に対しての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
また、国家的緊急時計画の見直し作業についても行うものとする。

別 記

内閣官房 内閣参事官

内閣府 政策統括官付参事官（災害応急対策担当）

警察庁 生活安全局地域課長

総務省 大臣官房総務課長

消防庁 予防課特殊災害室長

法務省 入国管理局入国在留課長

外務省 国際協力局専門機関課長

文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設企画課長

研究開発局海洋地球課長

厚生労働省 労働基準局安全衛生部計画課長

水産庁 増殖推進部漁場資源課長

経済産業省 産業技術環境局環境指導室長

製造産業局化学課長

資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課長

原子力安全・保安院鈹山保安課長

国土交通省 総合政策局環境・海洋課海洋室長

総合政策局技術安全課長

河川局砂防部保全課海岸室長

海事局総務課海事保安・事故保障対策室長

港湾局総務課危機管理室長

港湾局国際・環境課長

気象庁 総務部企画課長

海上保安庁 警備救難部環境防災課長

海洋情報部環境調査課長

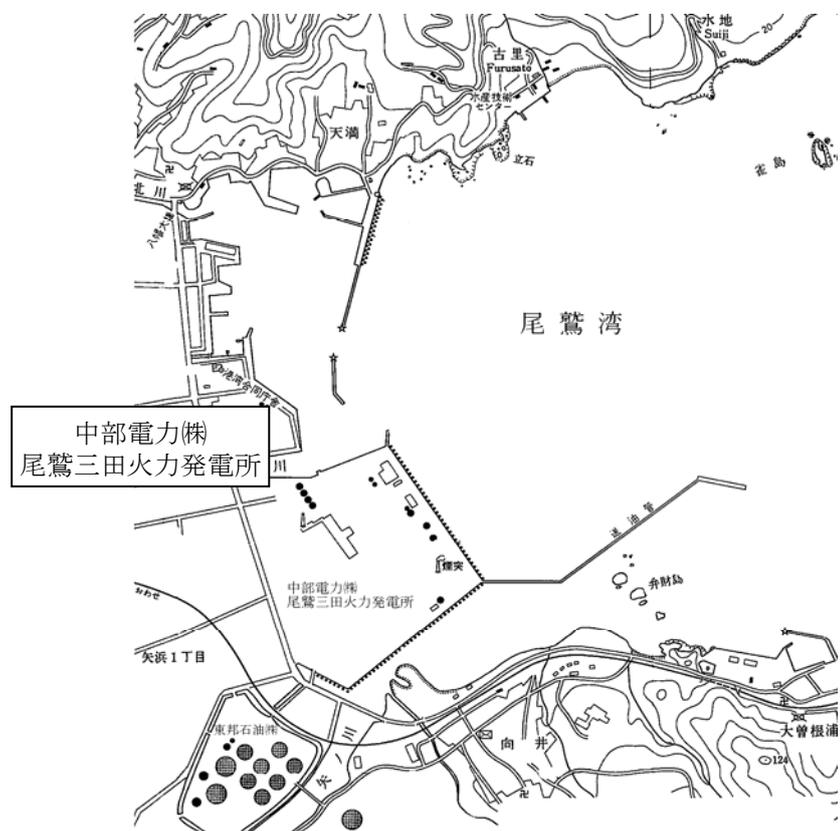
海洋情報部海洋情報課長

環境省 地球環境局環境保全対策課長

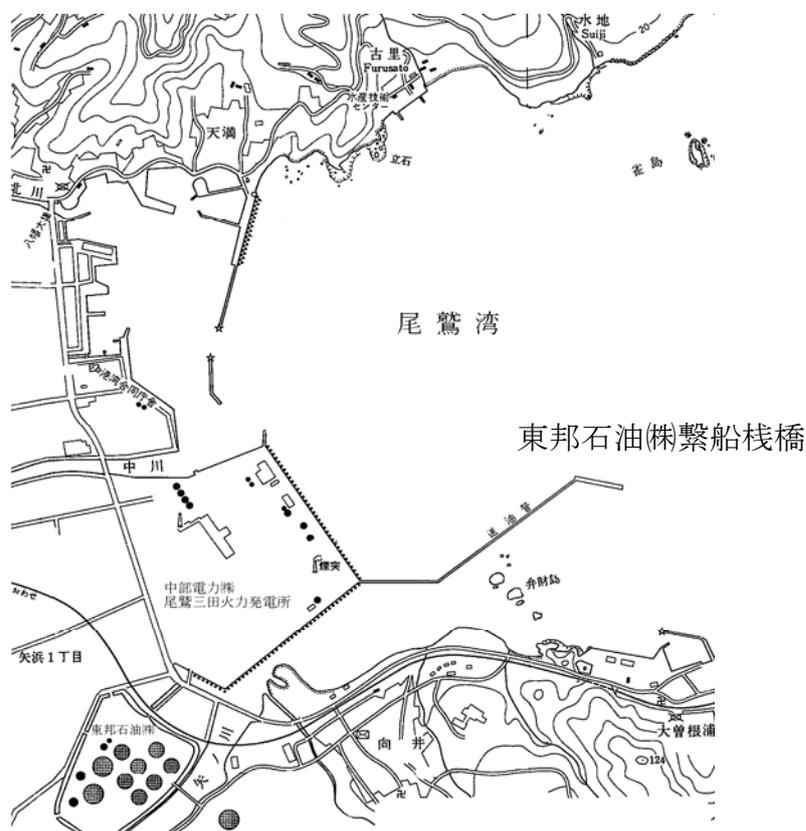
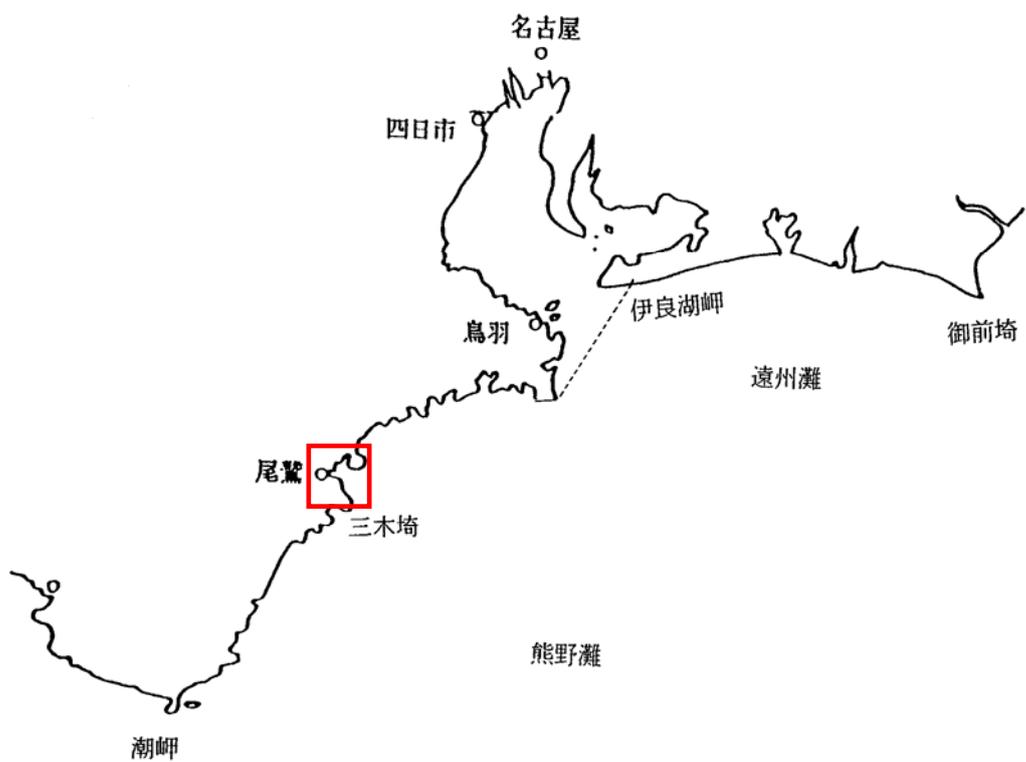
防衛省 大臣官房文書課環境対策室長

運用企画局事態対処課長

資料2 油等保管施設位置図(油)



資料4 係留施設位置図(油)



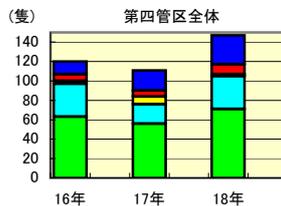
資料7 要救助海難発生状況表

用途	海難の種類 年	衝突	乗揚	転覆	浸水	推進器障害	舵故障	機関故障	火災	爆発	行方不明	運航阻害	安全阻害	その他	計
貨物船	16	6	3	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	13
	17	16	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	21
	18	19	5	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	30
タンカー	16	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
	17	4	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
	18	5	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
旅客船	16	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	17	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8
	18	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
漁船	16	19	1	7	1	0	0	1	3	0	0	1	1	0	34
	17	10	2	2	0	0	0	0	3	0	0	2	0	1	20
	18	18	6	3	2	0	1	2	0	0	0	2	0	0	34
その他	16	13	10	2	2	4	0	18	7	0	0	4	1	2	63
	17	13	8	3	2	5	0	14	0	0	0	9	2	0	56
	18	13	18	5	1	2	1	12	1	0	0	13	1	4	71
計	16	46	15	9	3	4	0	21	12	0	0	5	3	2	120
	17	48	17	5	2	6	0	15	3	0	0	12	2	1	111
	18	56	32	8	4	3	4	18	2	0	0	15	1	4	147

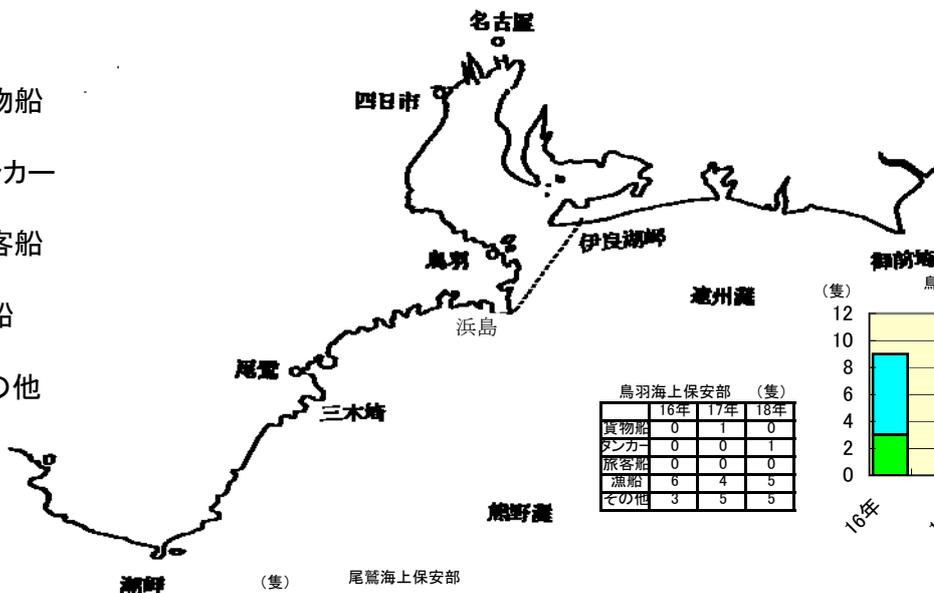
資料8 要救助海難発生状況図

第四管区全体 (隻)

	16年	17年	18年
貨物船	13	21	30
タンカー	7	6	10
旅客船	3	8	2
漁船	34	20	34
その他	63	56	71

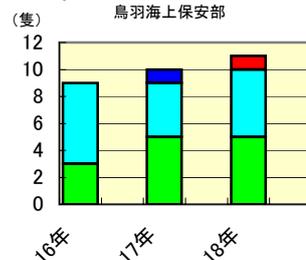


- 貨物船
- タンカー
- 旅客船
- 漁船
- その他



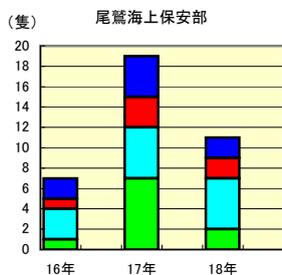
鳥羽海上保安部 (隻)

	16年	17年	18年
貨物船	0	1	0
タンカー	0	0	1
旅客船	0	0	0
漁船	6	4	5
その他	3	5	5



尾鷲海上保安部 (隻)

	16年	17年	18年
貨物船	2	4	2
タンカー	1	3	2
旅客船	0	0	0
漁船	3	5	5
その他	1	7	2



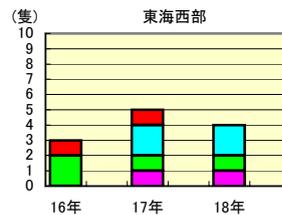
資料9 油等による海洋汚染発生状況表

排出源	原因	故意排出又は容 疑のあるもの	機器取扱い不注意 によるもの	タンク等の破損 によるもの	海難によるもの	原因不明なもの	その他	計
	年							
船舶	16	0	0	0	0	0	0	0
	17	0	1	0	2	0	1	4
	18	0	0	0	2	0	0	2
陸上	16	0	1	0	0	0	0	1
	17	0	0	0	0	0	0	0
	18	0	0	0	0	0	1	1
不明	16	0	0	0	0	2	0	2
	17	0	0	0	0	1	0	1
	18	0	0	0	0	1	0	1
計	16	0	1	0	0	2	0	3
	17	0	1	0	2	1	1	5
	18	0	0	0	2	1	1	4

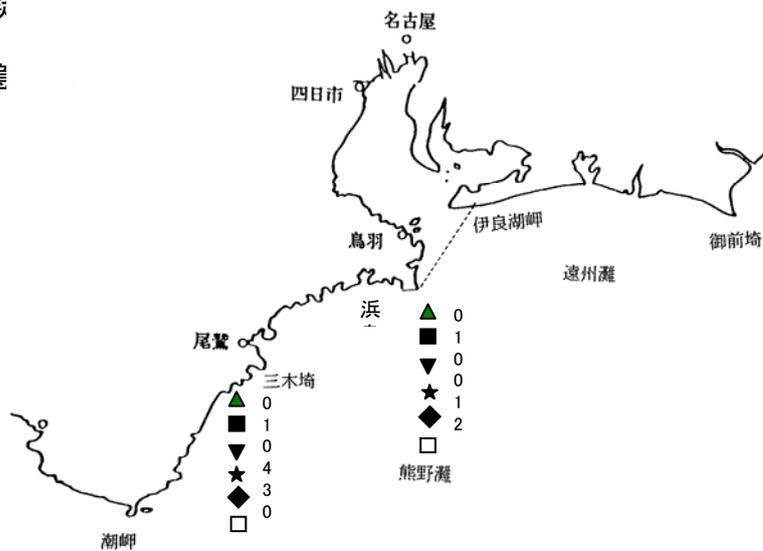
資料 10 油等による海洋汚染発生状況図（東海西部）

東海西部 (隻)

	16年	17年	18年
故意排出	0	0	0
器具取扱い不注意	1	1	0
タンク等破損	0	0	0
海難	0	2	2
原因不明	2	1	1
その他	0	1	1



- 故意排出又は容疑
- 器具取扱い不注意
- タンク等破損
- 海難によるもの
- 原因不明なもの
- その他



記号	原因
▲	故意排出又は容疑
■	器具取扱い不注意
▼	タンク等の破損
★	海難によるもの
◆	原因不明
□	その他

資料 1 1 過去の排出油事故の概要

(1) WOO RYONG号、RATANA THIDA号衝突海難に伴う流出油事故

平成 14 年 7 月 5 日午前 2 時 15 分ころ、三重県志摩郡阿児町地先安乗崎灯台から真方位 94 度、約 5.4 マイル付近海上において、韓国籍タンカーWOO RYONG号（1448 トン）とタイ籍コンテナ船RATANA THIDA号（13188 トン）が衝突した。この衝突により W 号の機関室左舷外板に、高さ 0.9 メートル、幅 2.5 メートルの破口を生じ、機関室内サービスタンクを損傷、A 重油 1.5kl 及び C 重油 1.1kl の合計 2.6kl が付近海上に流出した。

事故直後に W 号搭載のオイルフェンスを破口部に展張、タンクバルブ等閉鎖の処置を実施した結果、新たな油の流出を防止することができた。

流出油の防除作業は、事故発生当初から当庁、伊勢湾防災、近隣漁協等により実施し、流出油の大体を処理することはできたが、一部が国崎から相差の陸岸及び定置網に漂着した。

事故発生以来 7 月 6 日午後 5 時 30 分までに船艇延べ 32 隻が出動し、使用した防除資機材は、油処理剤約 1.2kl、油吸着材約 256kg を使用して防除措置が実施された。

(2) ケミカルタンカー旭洋丸・同日光丸衝突海難に伴うケミカル流出・火災事故

平成 17 年 7 月 15 日 0405 頃、三重県尾鷲市三木浦町所在の三木崎灯台から真方位 168 度、13.7 マイルの熊野灘において、ケミカルタンカー旭洋丸（総トン数 697 トン、7 名乗組み、DMリフォーメイト（粗ベンゼンの一種）2000KL 積載）とケミカルタンカー日光丸（総トン数 499 トン、5 名乗組み、クレオソート 200 トン及び JBO（コールタールの一種）800 トン積載）が濃霧の中、航行中衝突し、衝突の衝撃により両船とも火災が発生、日光丸については総員ライフラフトにより脱出し付近航行中の船舶に救助され、一方旭洋丸においても 2 名の乗組員が海に飛び込み、付近航行中の船舶に救助されたが、残る 5 名が行方不明となった。

日光丸の火災は早期に鎮火したが、旭洋丸については積荷、燃料の一部が流出しつつ小爆発を繰り返しながら炎上を続け、一部が海上に流出し海上火災も発生した。

また、積荷の粗ベンゼンが可燃性・有毒性を有した性状であり、同船への接近も慎重を期し、さらには同船内に残留者がいる可能性があり、沈没や沿岸への漂着が懸念される中、消火活動は難航を極めたが、懸命な消火活動により、事故から 62 時間後の 17 日 1805 に完全鎮火、船内検索の結果残る乗組員 5 名の遺体を発見した。

鎮火後においても、粗ベンゼンの可燃性・有毒性ガスが各所から漏洩し続けたことから、洋上でのサルベージ業者による応急修理作業は不可能であり、台風の接近による沿岸漂着

が危惧されたことから船主側手配のタグボートにより沖だし曳航を実施していたところ、
23日1744潮岬から真方位128度59マイル(水深4400m)の地点で沈没した。

この事故により出動した機関は、当庁船艇・航空機(三・四・五・十一管区)をはじめ
海上自衛隊・民間契防会社等多数の勢力が動員された。

資料 1 2 気候表

(1) 伊良湖

北緯34度37.5分 東経137度5.8分 標高6.2m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1018.1	5.6	9.0	2.4	63	51.7		NNW 27	5.1	11.5	5.3			
2月	1017.2	5.7	9.4	2.3	64	71.7		NW 29	5.2	11.2	5.7			
3月	1016.7	8.7	12.8	4.9	65	118.2		NW 27	4.9	11.4	9.2			
4月	1015.1	13.9	18.2	9.9	70	141.8		NW 16	4.4	9.0	10.2			
5月	1012.4	18.2	22.2	14.5	74	172.0		WNW 11	4.0	5.8	10.1			
6月	1009.2	21.7	25.2	18.8	81	196.2		S 13	3.5	3.3	11.3			
7月	1009.0	25.4	29.0	22.6	82	156.2		S 20	3.3	1.8	10.0			
8月	1009.7	26.7	30.5	23.9	80	165.3		S 18	3.5	3.0	7.9			
9月	1012.2	23.7	27.1	20.9	77	254.6		NNW 11	3.6	3.7	10.9			
10月	1016.5	18.3	21.9	15.1	72	151.9		NNW 23	3.8	5.2	9.8			
11月	1019.1	13.0	16.6	9.6	69	102.5		NNW 29	4.2	7.8	6.2			
12月	1019.4	8.0	11.6	4.5	65	42.1		NNW 29	4.6	9.3	4.8			
年	1014.6	15.7	19.5	12.4	72	1624.1		NNW 16	4.2	83.1	101.4			
統計年数	30	30	30	30	30	30		30	26	26	30			
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000		1971-2000	1975-2000	1975-2000	1971-2000			

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

(2) 御前崎

北緯34度36.1分 東経138度12.9分 標高44.7m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1016.2	6.5	10.5	2.8	59	79.2	3.9	W 39	6.5	19.7	6.0	0.9	0.2	0.8
2月	1015.4	6.7	10.8	2.8	59	102.2	4.6	W 37	6.4	18.3	6.5	0.9	0.2	0.6
3月	1015.3	9.7	13.6	5.8	64	169.4	5.7	W 28	5.8	15.6	10.0	0.3	1.1	0.7
4月	1014.5	14.4	17.8	10.9	73	204.5	6.5	W 20	5.0	10.9	10.9	0.0	2.2	0.9
5月	1012.1	18.0	21.3	15.0	78	203.6	6.9	W 17	4.3	7.4	9.9	0.0	4.1	1.0
6月	1009.3	21.2	23.9	18.9	85	265.7	8.1	WSW 15	4.1	5.7	12.4	0.0	5.2	0.9
7月	1009.2	24.5	27.3	22.4	86	219.1	7.6	WSW 21	3.9	3.0	9.5	0.0	5.7	2.4
8月	1009.9	26.2	29.2	23.8	84	184.2	6.4	WSW 17	3.9	2.9	8.5	0.0	2.0	2.8
9月	1012.1	23.8	26.7	21.3	79	259.3	7.1	NE 18	4.2	4.2	11.4	0.0	0.5	3.0
10月	1015.8	19.1	22.3	16.1	72	188.9	6.3	NE 19	4.6	6.5	10.2	0.0	0.2	1.3
11月	1018.0	14.2	17.6	10.6	68	138.5	5.1	W 27	5.1	10.7	7.6	0.0	0.2	1.4
12月	1017.8	9.0	12.9	5.2	62	62.4	3.6	W 36	5.9	16.5	5.4	0.1	0.1	0.8
年	1013.8	16.1	19.5	13.0	72	2076.8	6.0	W 22	5.0	121.3	108.4	2.2	21.7	16.7
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	30	26	26	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1975-2000	1975-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

(3) 尾鷲

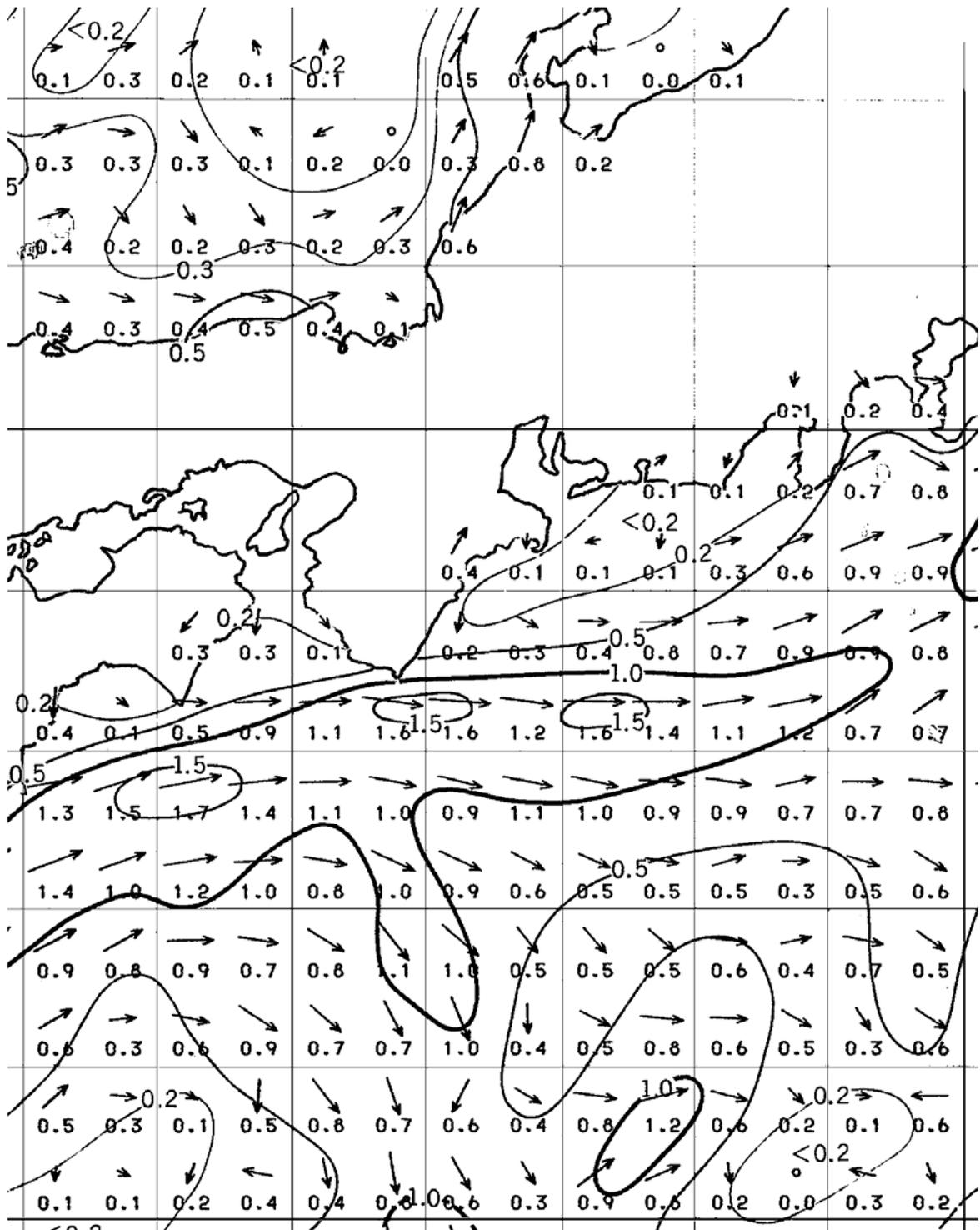
北緯34度3.9分 東經136度11.7分 標高15.3m

月	海面 平均 気圧 (hPa)	気 温(℃)			平均湿度 (%)	月間 降水量 (mm)	平均雲量 (10分比)	風			天 気 日 数 (日)			
		平 均	最 高	最 低				最多風向 <small>16方位 頻度(%)</small>	平均風速 (m/s)	強風日数 (10m/s以上)	降水	雪	霧	雷
1月	1018.0	6.2	11.3	1.3	60	97.0	4.6	W 28	2.4	2.1	5.8	5.0	0.0	0.3
2月	1017.1	6.5	11.6	1.6	59	132.1	5.4	W 25	2.5	1.9	6.5	4.8	0.0	0.2
3月	1016.5	9.6	14.6	4.4	64	238.1	5.9	W 24	2.3	1.1	10.6	1.3	0.0	0.3
4月	1014.9	14.4	19.1	9.5	70	340.8	6.5	W 22	2.4	0.7	11.9	0.1	0.0	0.8
5月	1012.3	18.1	22.6	13.6	74	343.5	7.0	W 19	2.2	0.5	11.6	0.0	0.3	1.1
6月	1009.2	21.5	25.2	18.1	81	428.2	8.3	W 18	2.0	0.3	14.8	0.0	0.4	1.3
7月	1009.0	25.1	28.8	22.0	83	418.5	7.7	ENE 19	2.1	0.5	13.9	0.0	0.4	3.8
8月	1009.7	26.1	30.1	22.8	81	494.6	6.8	W 21	2.4	1.4	12.4	0.0	0.1	4.2
9月	1012.1	23.2	27.3	19.7	80	717.6	7.3	W 23	2.1	1.2	14.0	0.0	0.0	3.2
10月	1016.4	18.1	22.9	13.8	74	358.5	6.2	W 27	1.9	0.5	10.5	0.0	0.0	0.9
11月	1019.0	13.2	18.4	8.3	70	261.9	5.1	W 28	2.0	1.1	7.7	0.1	0.0	0.8
12月	1019.4	8.3	13.8	3.3	64	91.6	3.9	W 30	2.2	2.2	5.2	2.0	0.0	0.4
年	1014.5	15.9	20.5	11.5	72	3922.4	6.2	W 23	2.2	13.7	124.9	13.2	1.3	17.5
統計年数	30	30	30	30	30	30	30	16	16	16	30	30	30	30
統計期間	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1985-2000	1985-2000	1985-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000	1971-2000

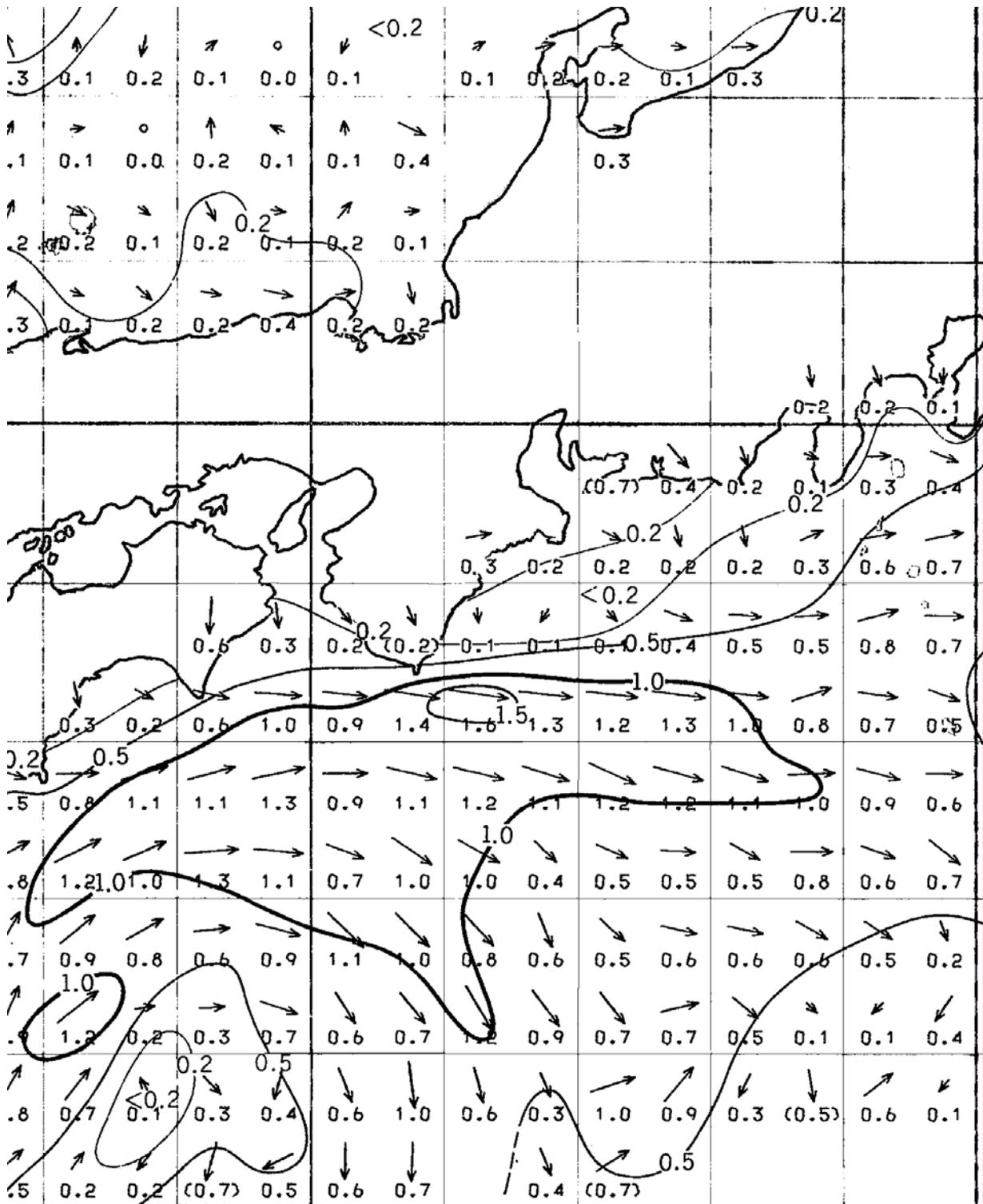
気象庁発行「平年値(統計期間1971～2001年)」による

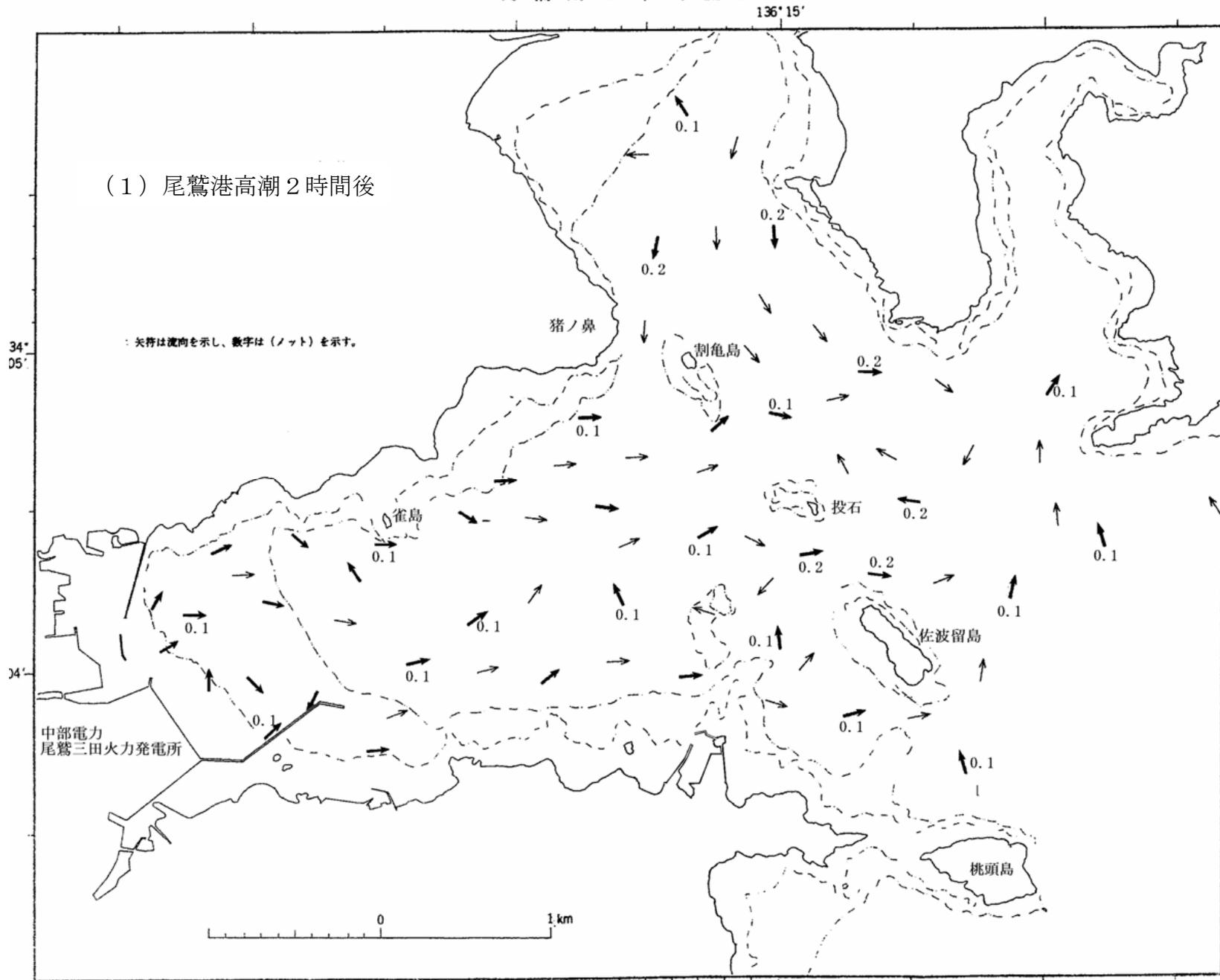
資料13-1 海流図

(1) ベクトル平均速度 夏



(2) ベクトル平均速度 冬





大潮期の平均流況

136°15'

(2) 尾鷲港低潮2時間後

矢符は流向を示し、数字は(ノット)を示す。

34°
05'

猪ノ鼻

割亀島

投石

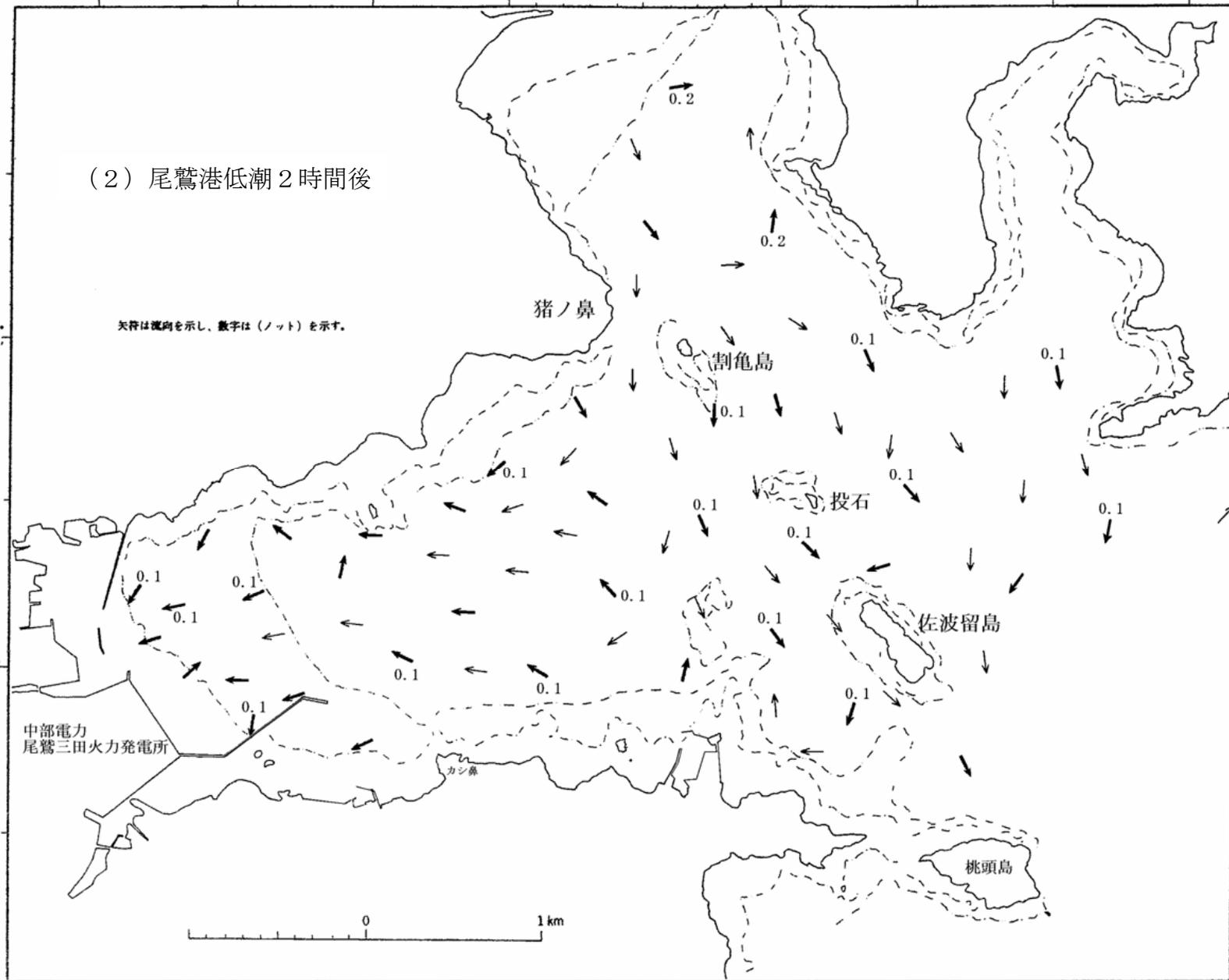
佐波留島

中部電力
尾鷲三田火力発電所

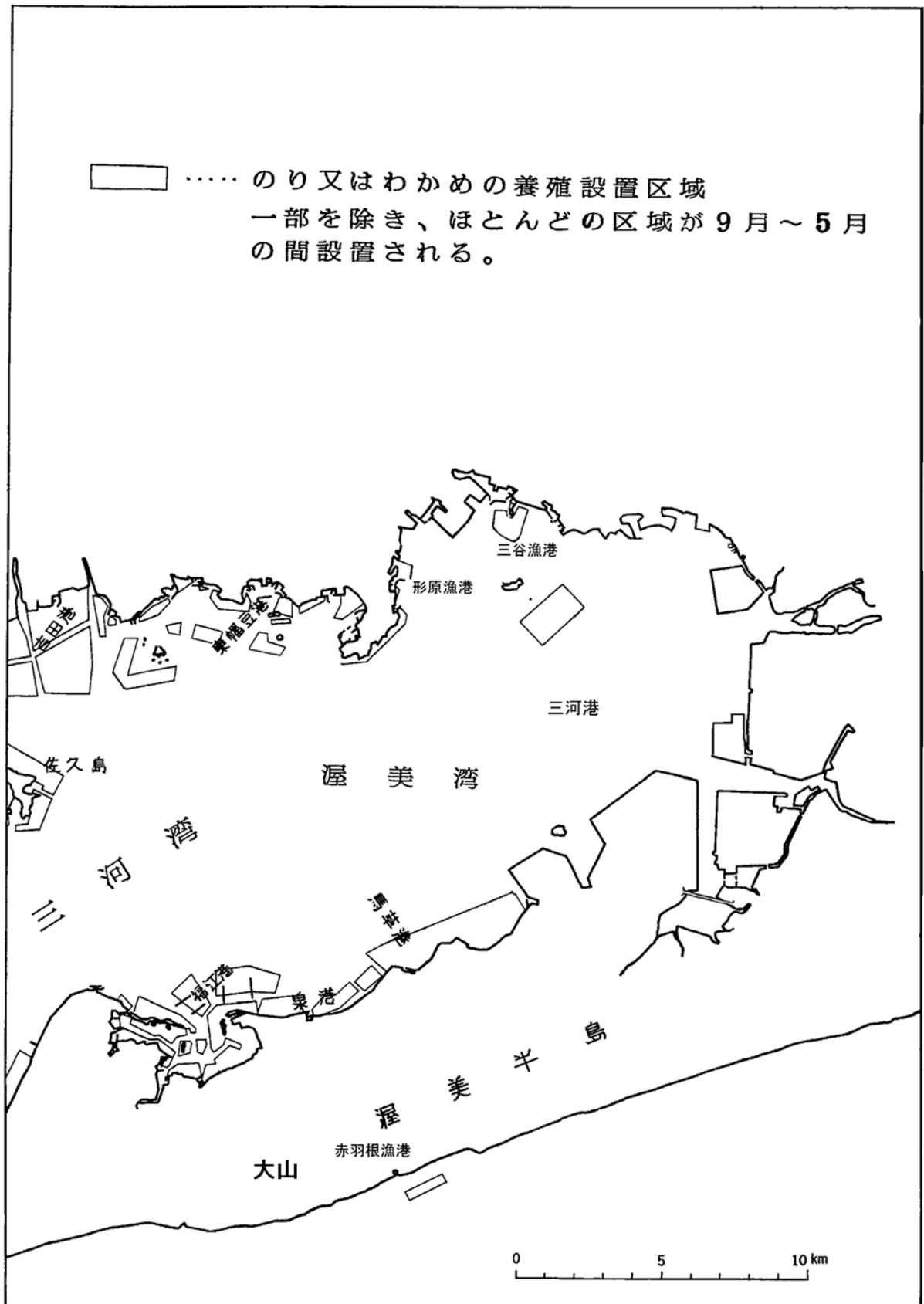
カシノ鼻

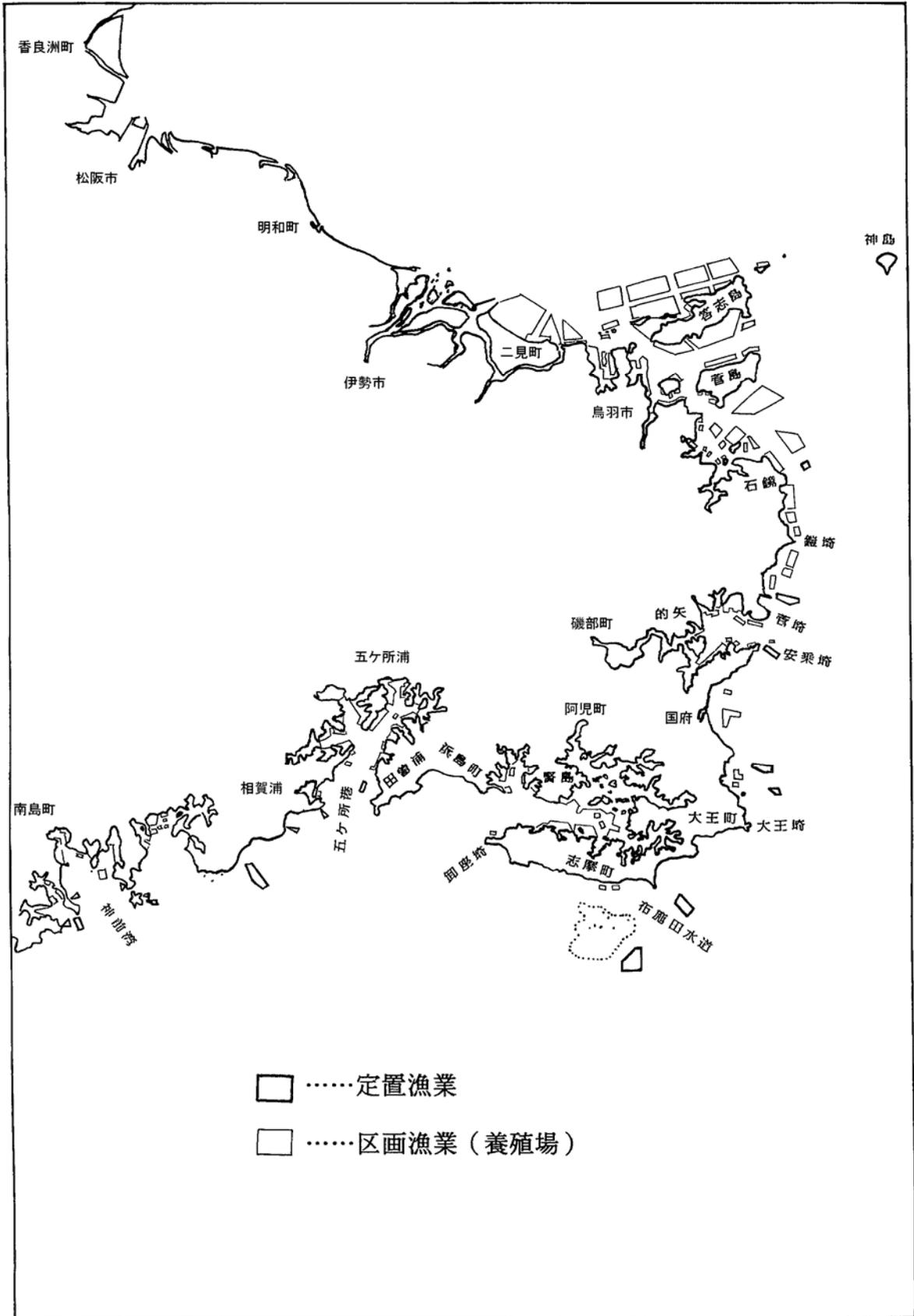
桃頭島

0 1 km

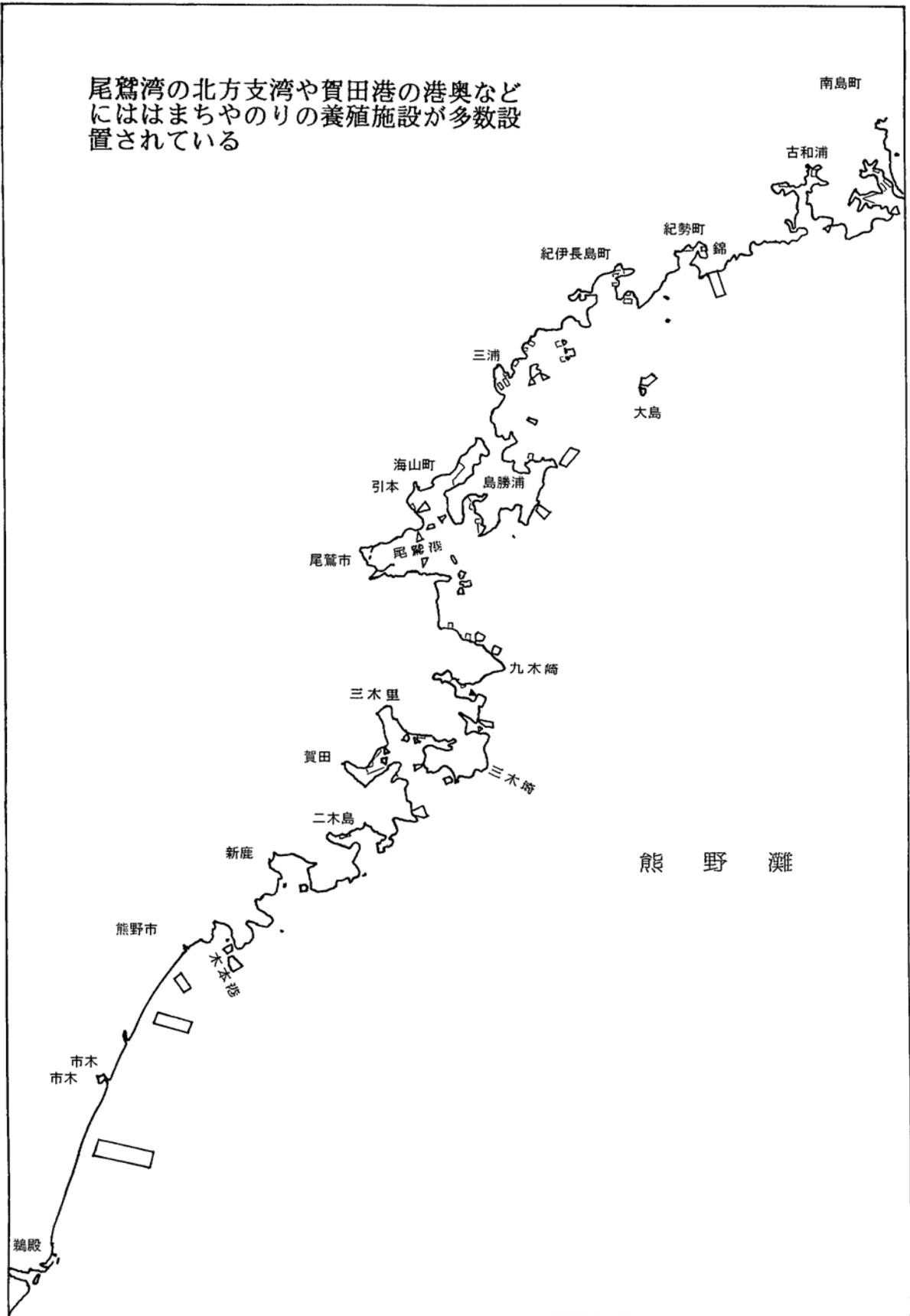


資料14 漁具定置箇所位置図

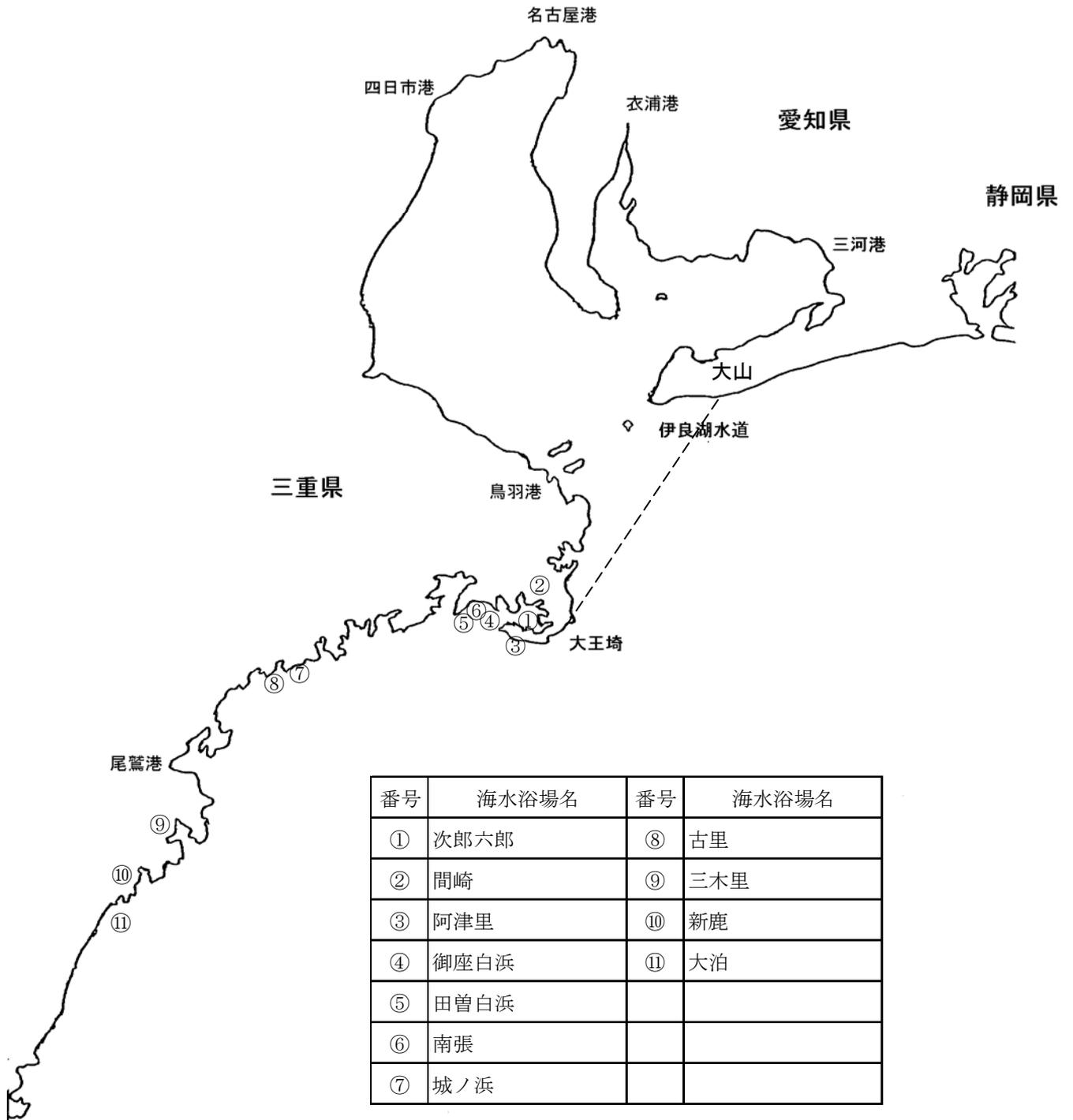




尾鷲湾の北方支湾や賀田港の港奥などにははまちやのりの養殖施設が多数設置されている



資料 1 5 海域周辺環境図



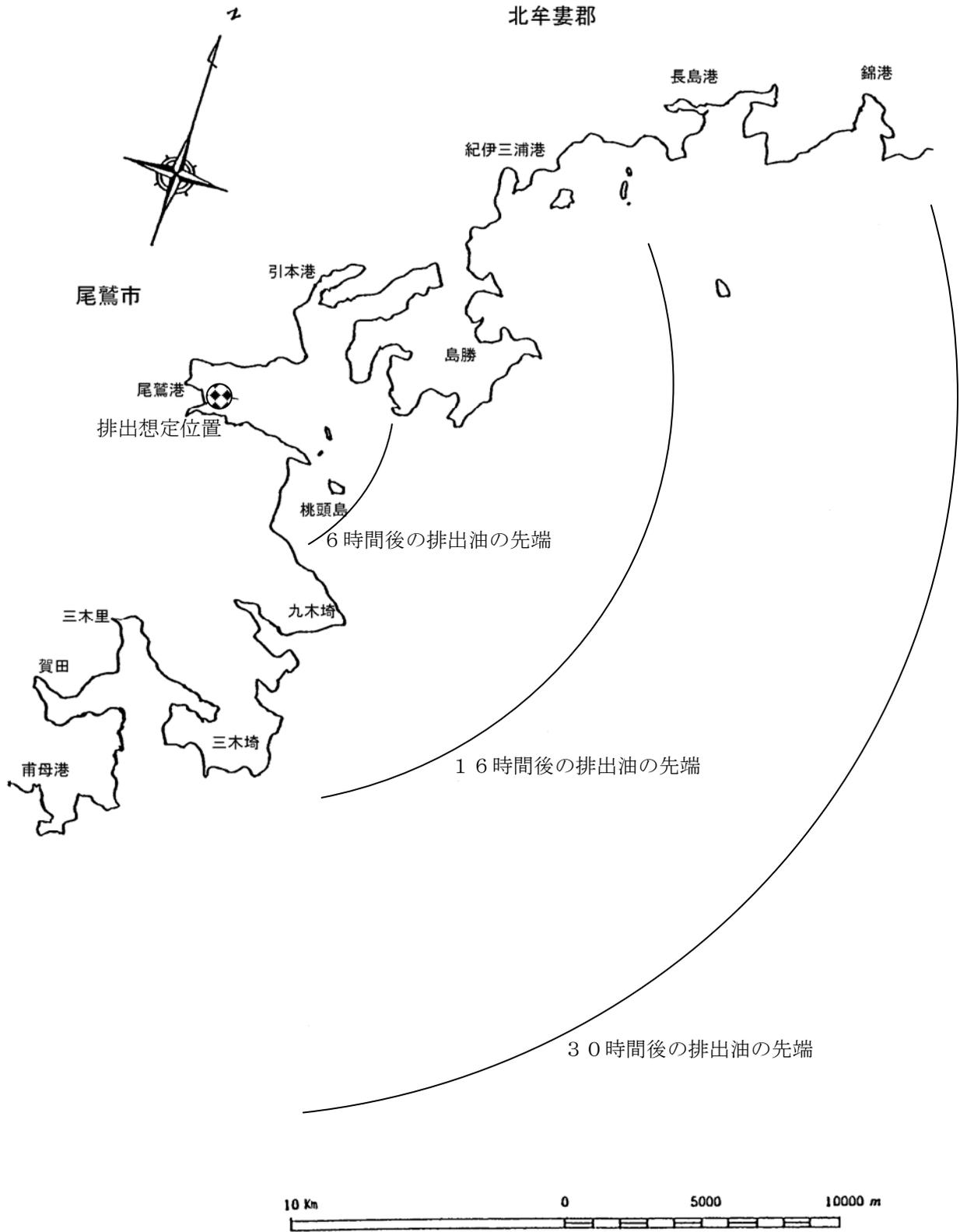
資料16-1 風・海潮流による排出油の移動距離表（想定1）

パターン	経過時間	風		海 潮 流		合計移動距離 (m)
		6時間毎の移動距離(m)	小 計 (m)	6時間毎の移動距離(m)	小 計 (m)	
A 風 5 m/s 西 潮流 0.2ノット 下げ潮初期	6	東 4,320	東 4,320	東 1,556	東 1,556	東 5,876
	12	東 4,320	東 8,640	西 1,556	0	東 8,640
	18	東 4,320	東 12,960	東 1,556	東 1,556	東 14,516
	24	東 4,320	東 17,280	西 1,556	0	東 17,280
	30	東 4,320	東 21,600	東 1,556	東 1,556	東 23,156
	36	東 4,320	東 25,920	西 1,556	0	東 25,920
	42	東 4,320	東 30,240	東 1,556	東 1,556	東 31,796
	48	東 4,320	東 34,560	西 1,556	0	東 34,560
B 風 5 m/s 東 潮流 0.2ノット 上げ潮初期	6	西 4,320	西 4,320	西 1,556	西 1,556	西 5,876
	12	西 4,320	西 8,640	東 1,556	0	西 ———
	18	西 4,320	西 12,960	西 1,556	西 1,556	西 ———
	24	西 4,320	西 17,280	東 1,556	0	西 ———
	30	西 4,320	西 21,600	西 1,556	西 1,556	西 ———
	36	西 4,320	西 25,920	東 1,556	0	西 ———
	42	西 4,320	西 30,240	西 1,556	西 1,556	西 ———
	48	西 4,320	西 34,560	東 1,556	0	西 ———
C 風 5 m/s 東 潮流 0.2ノット 下げ潮初期	6	西 4,320	西 4,320	東 1,556	東 1,556	西 2,765
	12	西 4,320	西 8,640	西 1,556	0	西 ———
	18	西 4,320	西 12,960	東 1,556	東 1,556	西 ———
	24	西 4,320	西 17,280	西 1,556	0	西 ———
	30	西 4,320	西 21,600	東 1,556	東 1,556	西 ———
	36	西 4,320	西 25,920	西 1,556	0	西 ———
	42	西 4,320	西 30,240	東 1,556	東 1,556	西 ———
	48	西 4,320	西 34,560	西 1,556	0	西 ———
D 風 5 m/s 西 潮流 0.2ノット 上げ潮初期	6	東 4,320	東 4,320	西 1,556	西 1,556	東 2,765
	12	東 4,320	東 8,640	東 1,556	0	東 8,640
	18	東 4,320	東 12,960	西 1,556	西 1,556	東 11,404
	24	東 4,320	東 17,280	東 1,556	0	東 17,280
	30	東 4,320	東 21,600	西 1,556	西 1,556	東 20,044
	36	東 4,320	東 25,920	東 1,556	0	東 25,920
	42	東 4,320	東 30,240	西 1,556	西 1,556	東 28,684
	48	東 4,320	東 34,560	東 1,556	0	東 34,560

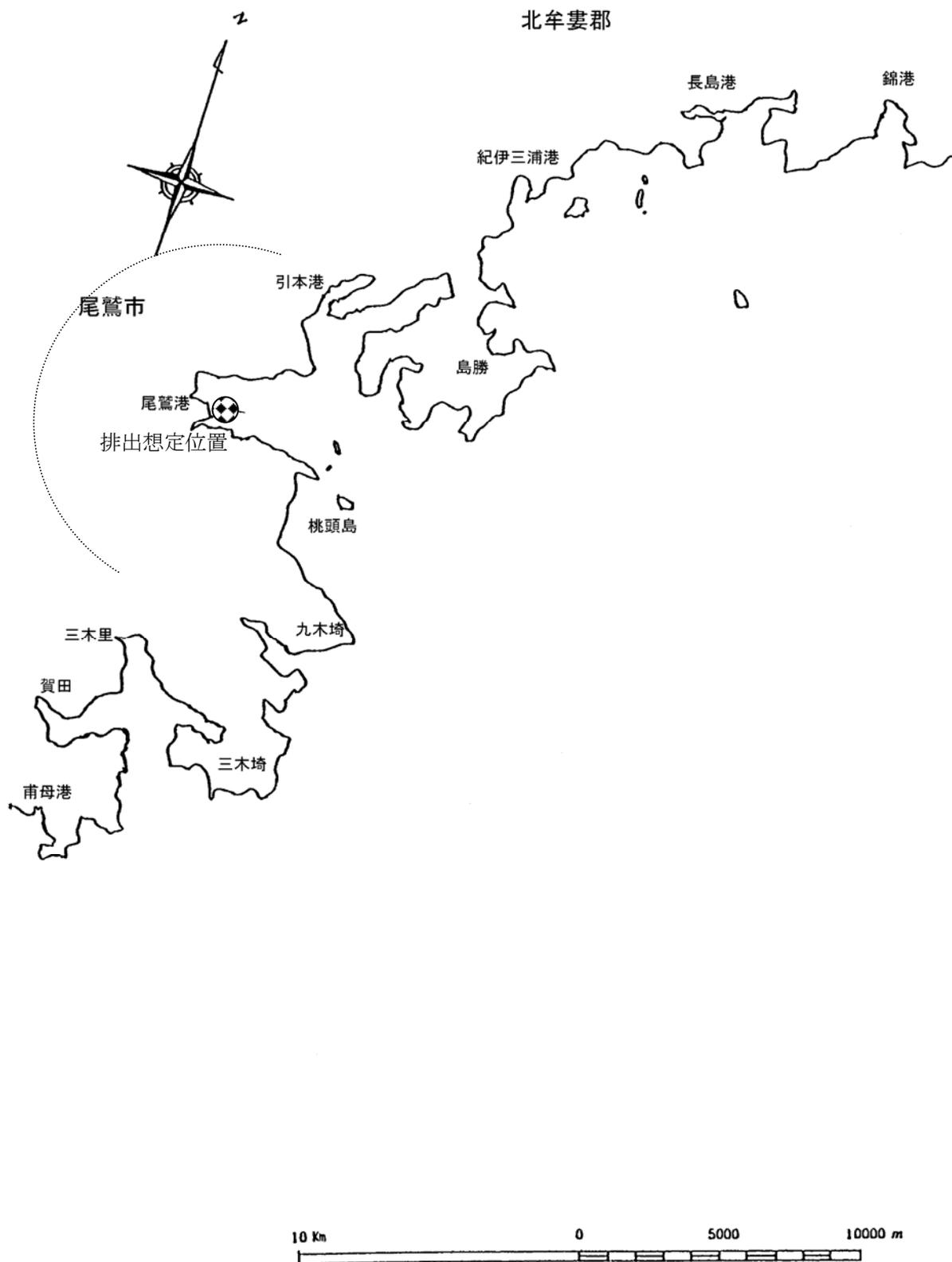
資料16-2 風・海潮流による排出油の移動距離表（想定2）

パターン	経過時間	風		海潮流		合計移動距離 (m)	
		6時間毎の移動距離(m)	小計 (m)	6時間毎の移動距離(m)	小計 (m)		
A 風 5 m/s 北西 海流1.2ノット 東北	6	南東 4,320	南東 4,320	東 13,334	東 13,334	東南東 16,671	
	12	南東 4,320	南東 8,640	東 13,334	東 26,668	東南東 33,342	
	18	南東 4,320	南東 12,960	東 13,334	東 40,002	東南東 50,013	
	24	南東 4,320	南東 17,280	東 13,334	東 53,336	東南東 66,684	
	30	南東 4,320	南東 21,600	東 13,334	東 66,670	東南東 83,355	
	36	南東 4,320	南東 25,920	東 13,334	東 80,004	東南東 100,026	
	42	南東 4,320	南東 30,240	東 13,334	東 93,338	東南東 116,697	
	48	南東 4,320	南東 34,560	東 13,334	東 106,672	東南東 133,368	
B 風 5 m/s 南西 海流1.2ノット 東北	6	北東 4,320	北東 4,320	東 13,334	東 13,334	東北東 16,671	
	12	北東 4,320	北東 8,640	東 13,334	東 26,668	東北東 33,342	
	18	北東 4,320	北東 12,960	東 13,334	東 40,002	東北東 50,013	
	24	北東 4,320	北東 17,280	東 13,334	東 53,336	東北東 66,684	
	30	北東 4,320	北東 21,600	東 13,334	東 66,670	東北東 83,355	
	36	北東 4,320	北東 25,920	東 13,334	東 80,004	東北東 100,026	
	42	北東 4,320	北東 30,240	東 13,334	東 93,338	東北東 116,697	
	48	北東 4,320	北東 34,560	東 13,334	東 106,672	東北東 133,368	

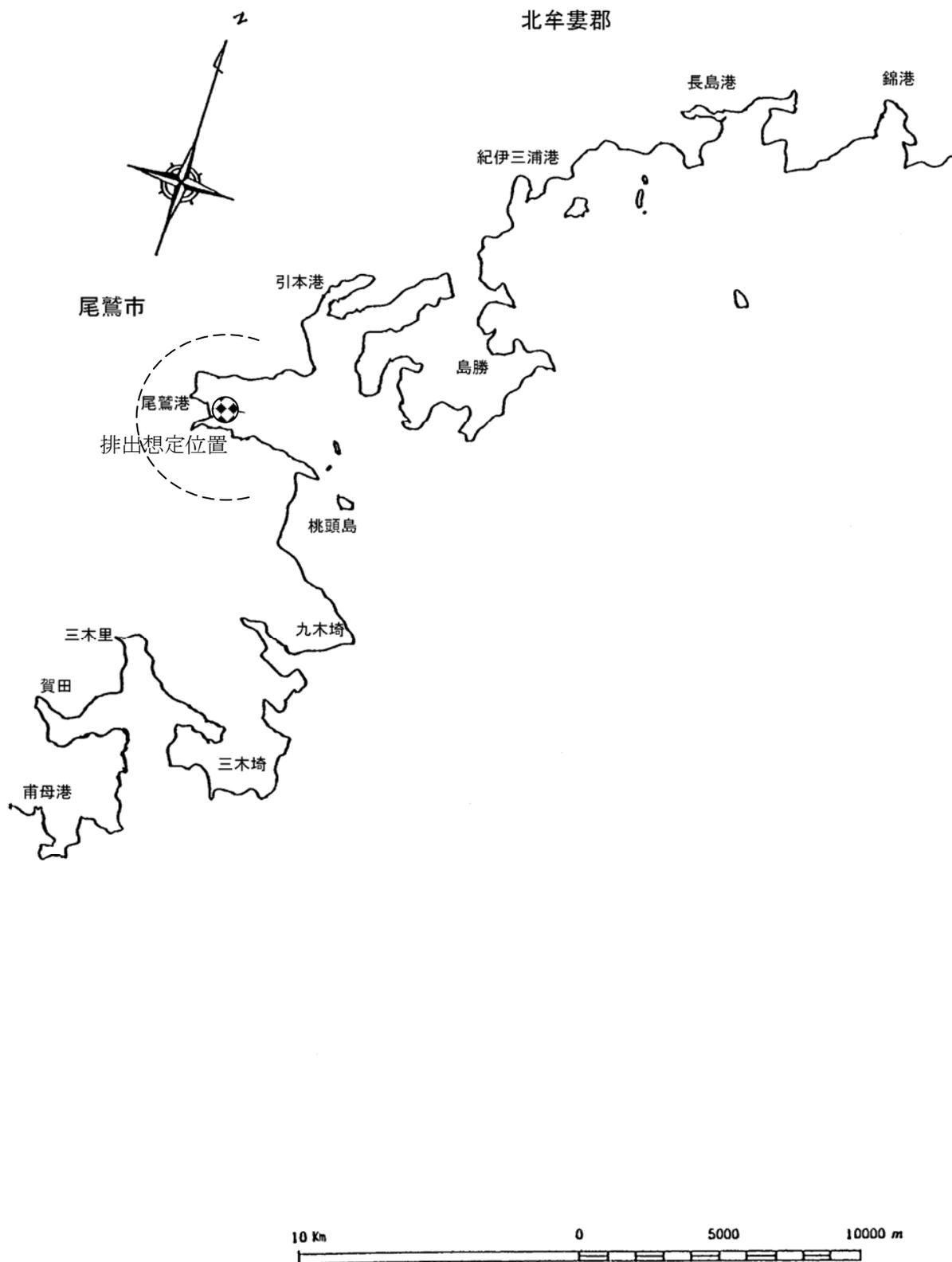
資料17-1-1 海洋汚染想定図（想定1 パターンA）



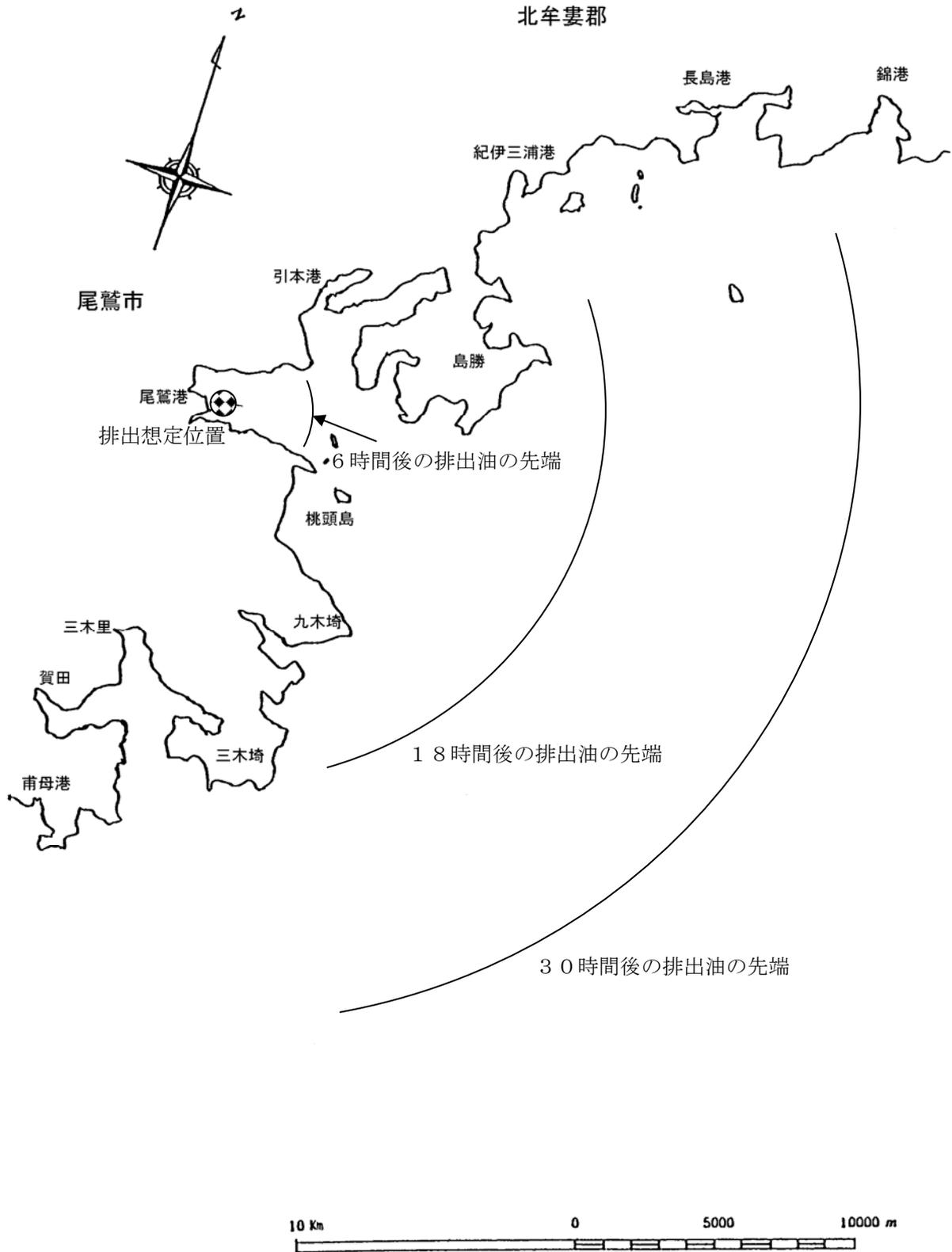
資料17-1-2 海洋汚染想定図（想定1 パターンB）



資料17-1-3 海洋汚染想定図（想定1 パターンC）



資料17-1-4 海洋汚染想定図（想定1 パターンD）



資料17-2-1 海洋汚染想定図（想定2 パターンA）



資料17-2-2 海洋汚染想定図（想定2 パターンB）



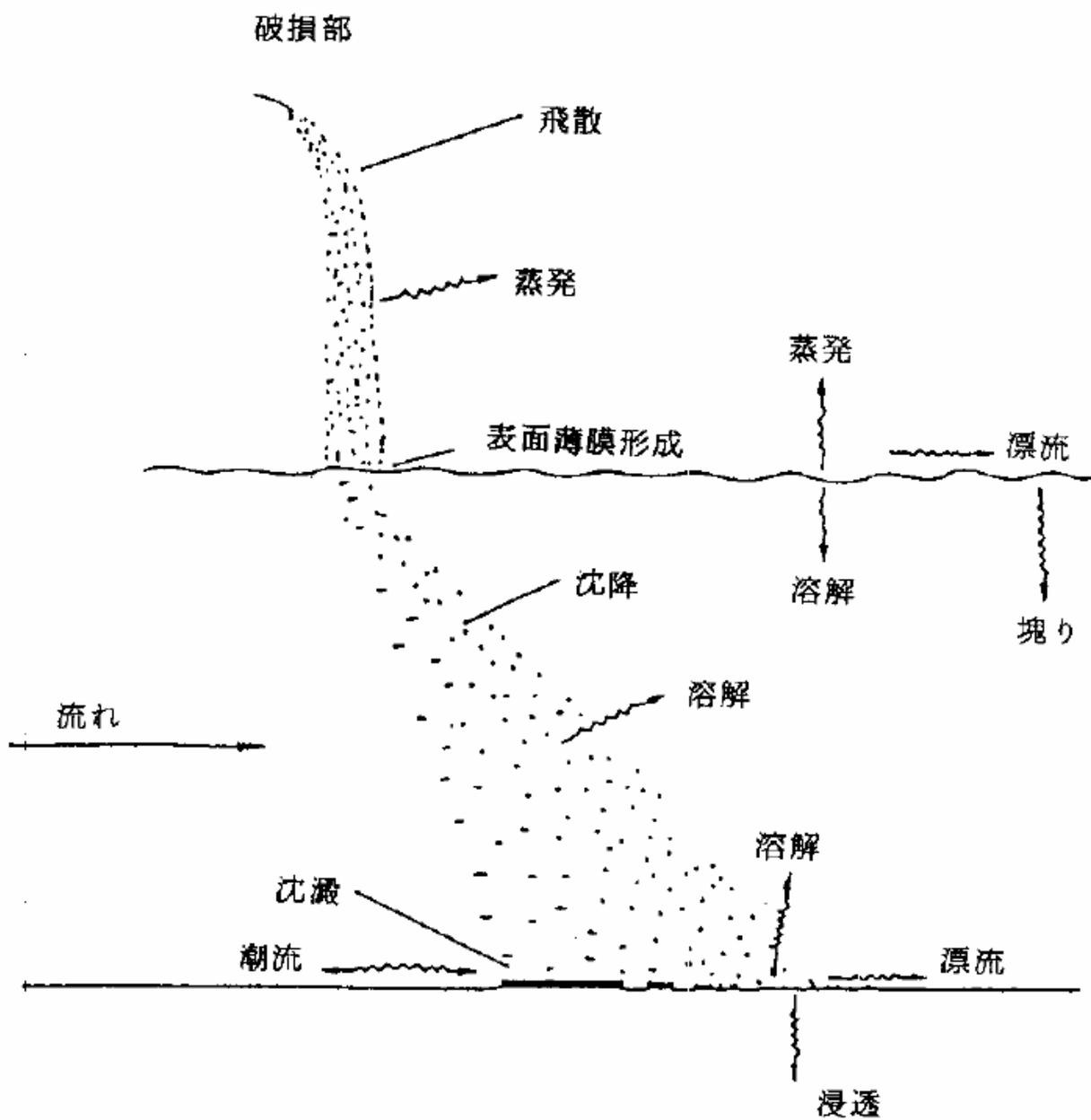
資料18 有害液体物質の挙動による分類

挙動による分類		物質名
蒸発性物質	短時間で大気中に蒸発する物質 (比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg以上の物質)	ベンゼン、メタノール(メチルアルコール)、トルエン、シクロヘキサン、アクリロニトリル、メタクリル酸メチル、エタノール(エチルアルコール)、アセトン、酢酸ビニル、酢酸エチル、メチルエチルケトン、プロパノール(プロピルアルコール)、ヘキサン、アクリル酸メチル、ジメチルアミン
海面浮遊性物質	長時間にわたって海上に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg未満のもの)	キシレン、スチレン、プロピルベンゼン、オクタノール(オクチルアルコール)、オクテン、ジイソプロピルベンゼン、アルキルベンゼン、フタル酸ジオクチル、アクリル酸2エチルヘキシル、ノナノール(ノニアルアルコール)、プロピレン四量体、アクリル酸エチル、アルファメチルスルホン酸、ヘプタン、ブチルアルデヒド、メタクリル酸ブチル、エチルベンゼン、ジイソブチレン、ウンデカノール(ウンデシアルコール)、パーム油脂脂肪酸(ヤシ油脂脂肪酸)、ジペンテン、塩化アリル、イソホロン
海中漂流性物質	長時間にわたって海中に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水と同じもの)	1,3-シクロペンタジエン二量体
沈降性物質	長時間にわたって海底に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より重いもの)	ジクロロエタン(1,3-ジクロロエタン)、ジフェニルメタンジイソシアネート、エピクロロヒドリン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、オルトクロロニトロベンゼン
溶解性物質	短時間で海水中へ溶解する物質 (蒸発性物質に該当しない可溶性物質)	ブタノール(ブチルアルコール)、酢酸、フェノール、水酸化カリウム溶液、エチレングリコール、シクロヘキサノール、アクリル酸、アニリン、酢酸ブチル、ブチレングリコール、メチルブチルケトン、無水酢酸、アセトンシアニドヒドリン、ジクロロメタン、ソルビトール溶液、クレゾール、トルエンジイソシアネート、アリルアルコール、ヘキサメチルジアミン溶液、ジメチルホルムアミド、メタクリル酸、ジエチレングリコール、ノン、ホルムアルデヒド溶液、エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート、キシレノール、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート、トリエタノールアミン、水酸化ナトリウム、ジエタノールアミン、エチレングリコールジアセテート、ジプロピレングリコール、燐酸、エタノールアミン、硫化水素ナトリウム水溶液、酢酸2エトキシエチル、ヘプタノール(ヘプチルアルコール)、ジアセトンアルコール、アルキルベンゼンスルホン酸

資料 1 9 有害液体物質の分類・品目別取扱量（輸送量上位 1 0 品目）

物質 順位	X類物質		Y類物質		Z類物質	
	取扱品目	取扱量（t）	取扱品目	取扱量（t）	取扱品目	取扱量（t）
1	コールタール	714,438	キシレン	2,805,279	ブタノール〔ブチルアルコール〕	302,484
2	クレオソート（コールタールより得られたものに限る。）	491,191	ベンゼン（濃度が10重量%以上の粗製ベンゼンを含む。）	1,978,547	酢酸	263,329
3	ジイソプロピルベンゼン	46,251	スチレン	1,328,604	エタノール〔エチルアルコール〕	252,413
4	フタル酸ジオクチル	41,619	メタノール〔メチルアルコール〕	760,825	アセトン	216,907
5	ナフタレン	36,106	トルエン	695,212	酢酸エチル	141,813
6	アルキルベンゼン（炭素数が4から8）	29,072	シクロヘキサン	466,084	メチルエチルケトン	106,230
7	プロピレン四量体	26,248	アクリロニトリル	370,367	ブチレングリコール	46,238
8	アルファオレフィン	17,407	メタクリル酸メチル	274,474	アルキルベンゼン（炭素数が9以上）	42,651
9	フタル酸ジアルキル（炭素数が7から13）	16,909	フェノール	243,702	無水酢酸	40,947
10	ヘプタン	15,482	水酸化カリウム溶液	241,855	ポリプロピレングリコール	16,147

資料 2 0 流出後の物質の分散経路



資料21 排出油防除資材等保有状況

(1) 油回収船

平成19年10月1日現在

担当部署	船名	機関名	総トン数	速力 (ノット)	航行区域	回収方式	回収能力 (kL/h)	貯油能力 (kL)	保有資機材						消火設備			備考
									オイルフェ ンス (m)		油処理剤 (L)		油吸着材 (Kg)		油ゲル化剤 (Kg、L)		放水量 (L/分×基)	
尾鷲	はまゆう	東邦石油㈱ (伊勢湾防災㈱)	81	10.5	平水	吸引式	120	18.5	B	500	G	600	M	50		3000×1 1500×2	6,000 9,800	
尾鷲	あさひ	東邦石油㈱	10.33	12	限定沿海	吸引式	30	8	A	200			M	20		1,000×2	2,000 2,000	
尾鷲	PORT1	東邦石油㈱	3.6	13	限定沿海	吸引式	20	3.2	A	200			M	10				

◆オイルフェンス A：A型、B：B型、C：C型、D：D型、F：フェンス型
◆油吸着材 M：マット型、R：ロール型、F：万国旗型、O：その他

◆油処理剤 G：通常型、D：高粘度対応型、S：自己攪拌型
◆油ゲル化剤 P：粉末(Kg)、L：液体(ℓ)

(5)オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

平成19年10月1日

担当部署	機関名	オイルフェンス		油処理剤		オイルスnea	油吸着材		油ゲル化剤		備考
		型	長さ (m)	型	量 (l)	(袋)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)	
尾鷲	海上保安庁	B	300	G	774	4	M	181			0597-25-0118
尾鷲	海上保安庁			D	1,080		O	150			
尾鷲	海上保安庁			S	918						
尾鷲	東邦石油(株)	B	4,820	G	6,642		M	5,681			0597-22-1183
尾鷲	東邦石油(株)	A	500	G	580		M	561			0597-22-6040
尾鷲		C	845								
尾鷲	中部電力(株)三田火力発電所	B	540	G	540		M	300			0597-23-3590
尾鷲	海上災害防止センター尾鷲基地	B	700	G	4,410		M	2,840			0597-22-6040
尾鷲	伊藤石油(株)	A	30	G	180		M	17			0597-22-0014
尾鷲	三重県尾鷲建設事務所	A	420				M	111			0597-23-3527
尾鷲	三重県紀北消防組合消防本部			G	3,632						0597-22-2021
尾鷲	尾鷲市			G	532		M	459			0597-23-8118
合計			8,155		19,288	4		10,300			

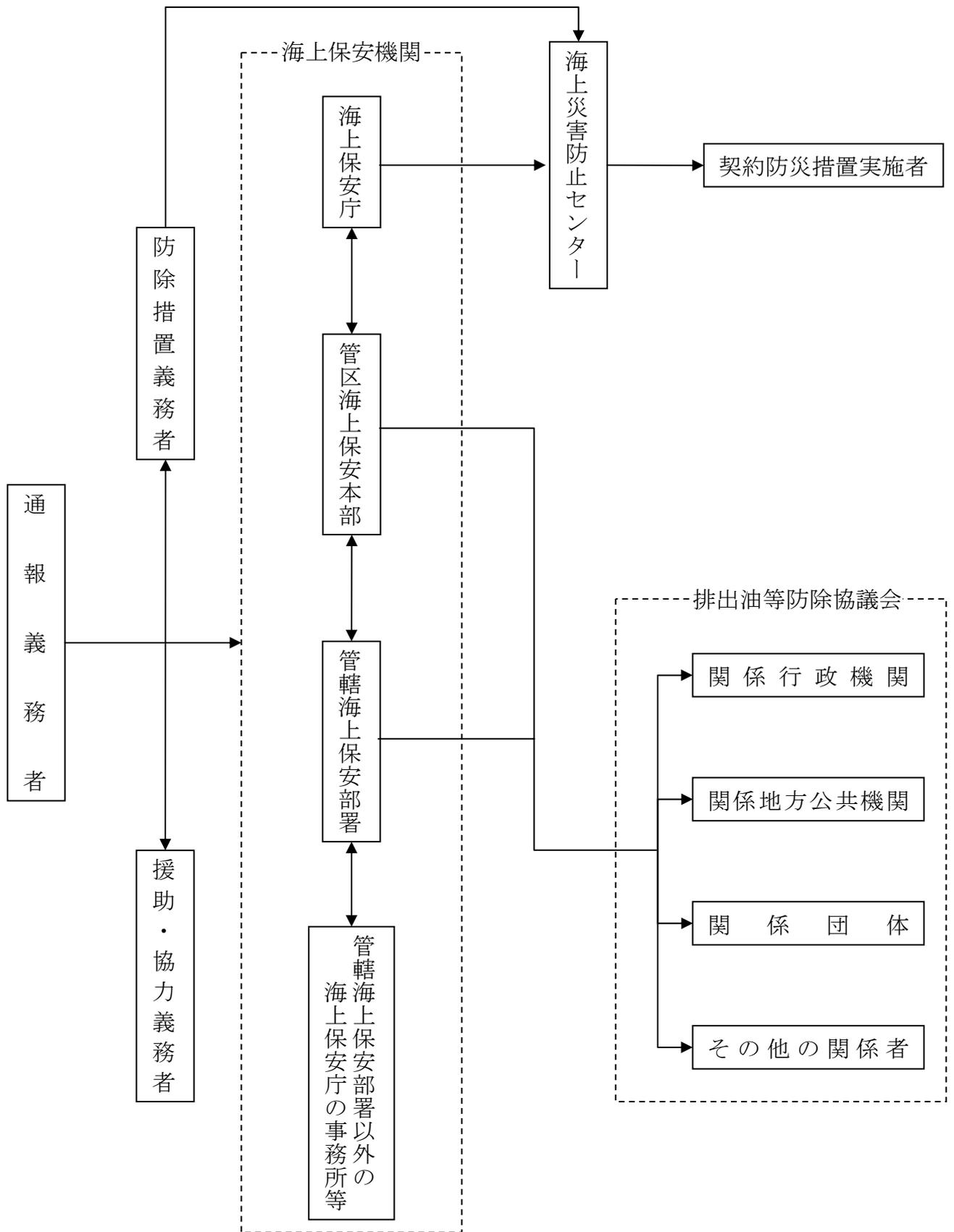
◆オイルフェンス A：A型、B：B型、C：C型、D：D型、F：フェンス型

◆油吸着材 M：マット型、R：ロール型、F：万国旗型、O：その他

◆油処理剤 G：通常型、D：高粘度対応型、S：自己攪拌型

◆油ゲル化剤 P：粉末(Kg)、L：液体(l)

資料 2 2 - 1 連絡系統図



資料 2 2 - 2 関係機関の連絡先

平成19年10月1日現在

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
海上保安機関			
海上保安庁	第四管区海上保安本部	052-661-1611～4	同 左
海上保安庁	名古屋海上保安部	052-661-1615～7	同 左
海上保安庁	四日市海上保安部	059-357-0118	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部	0599-25-0118	同 左
海上保安庁	尾鷲海上保安部	05972-5-0118	同 左
海上保安庁	衣浦海上保安署	0569-22-4999	同 左
海上保安庁	蒲郡海上保安署	0533-68-4999	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300	同 左
海上保安庁	名古屋港海上交通センター	052-398-0711	同 左
海上保安庁	伊勢航空基地	0596-37-3484	同 左
海上保安庁	東海統制通信事務所	0594-23-6011	同 左
海上保安庁	三河航路標識事務所	0533-68-3570	同 左
海上保安庁	大王崎灯台	05997-2-0062	同 左
伊勢湾流出油対策協議会			
海上保安庁	第四管区海上保安本部	025-661-1611	同 左
関係行政機関	中部運輸局	052-952-8049	
関係行政機関	中部地方整備局	052-651-6470	
関係地方公共団体	愛知県	052-961-2111	052-951-8647
関係地方公共団体	三重県	059-224-2189	059-224-3091
関係地方公共団体	愛知県警察本部	052-951-1611	同 左
関係地方公共団体	三重県警察本部	059-222-0110	同 左
関係団体	名古屋港管理組合	052-654-7871	同 左
関係団体	四日市港管理組合	059-366-7017	0593-66-7043
	海水油濁処理協力機構名古屋支部	052-611-4510	同 左
	海水油濁処理協力機構知多支部	0562-32-3211	同 左
	海水油濁処理協力機構四日市支部	059-347-5582	0593-47-5517
	海水油濁処理協力機構尾鷲支部	0597-22-1183	同 左
関係団体	全国内航タンカー海運組合東海支部	052-651-7195	
関係団体	伊勢湾三河湾タグ協会	052-652-6721	
関係団体	伊勢湾サルベージ懇話会	052-661-9416	
関係団体	愛知筏業連合会	0567-55-1245	
関係事業者等	伊勢湾防災(株)	0593-61-1020	同 左
関係団体	日本船主協会流出油防除対策協議会東海支部	052-963-5489	
関係団体	愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	
関係団体	三重県漁業協同組合連合会	059-228-1205	
関係事業者等	社団法人伊勢湾海難防止協会	052-651-0522	
関係事業者等	中部電力(株)	052-611-7474	
関係事業者等	中部国際空港(株)	0569-38-7229	
尾鷲湾流出油災害対策協議会			
関係地方公共団体	三重県尾鷲建設事務所	0597-23-3527	0597-23-3582
関係地方公共団体	三重県尾鷲県民センター	0597-23-3407	

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	尾鷲市	0597-23-8118	05972-3-8111
関係地方公共団体	紀北町	0597-32-1111	同 左
関係地方公共団体	三重県紀北消防組合消防本部	0597-22-2021	同 左
関係地方公共団体	尾鷲警察署	0597-25-0110	同 左
関係団体	尾鷲漁業協同組合	0597-22-0621	同 左
関係団体	大曾根漁業協同組合	0597-22-0811	同 左
関係団体	行野浦漁業協同組合	0597-22-1844	同 左
関係団体	須賀利漁業協同組合	0597-26-2311	同 左
関係団体	九鬼漁業協同組合	0597-29-2511	同 左
関係団体	海山漁業協同組合	0597-32-1313	同 左
関係事業者等	東邦石油㈱	0597-22-1183	同 左
関係事業者等	中部電力㈱三田火力発電所	05972-3-3590	同 左
関係事業者等	尾鷲ポートサービス㈱	0597-22-6040	0597-22-0834
関係事業者等	伊藤石油㈱	0597-22-0014	同 左
関係事業者等	正栄石油㈱	0597-22-0026	同 左
関係事業者等	海上災害防止センター	0597-22-6040	0597-22-0834

資料 2 3 防災相互通信用無線局保有状況一覧

平成19年10月1日現在

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 409	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4058～4059	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4068	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4073	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4096	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4417～4422	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4434	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 402～403	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 405	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 454～456	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 458	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 464～466	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 473～474	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 483～484	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 492～495	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4009	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4063	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4401	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4423～4426	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4434	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほきちなごや	F3E	158.35	10	名古屋海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4007	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4056～4057	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4071～4072	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 404～405	F3E	158.35	10	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4036	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4044～4046	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4048～4055	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4301～4302	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4438～4442	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みずほ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4078～4079	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しらいと
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4443	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しらいと
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 452	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4034	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しまなみ

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4402～4403	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 428	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みやかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 471～472	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みやかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4041	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みやかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4406	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 みやかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 429	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しゃちかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4069～4070	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 しゃちかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4508	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 ひだかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4458～4459	F3E	158.35	1	名古屋海上保安部 ひだかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 434～435	F3E	158.35	1	名古屋海上保安署 しらとり(陸上保管)
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 427	F3E	158.35	1	常滑海上保安署 しらゆり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4404～4405	F3E	158.35	1	常滑海上保安署 しらゆり
海上保安庁	携帯局	かいほきちきぬうら	F3E	158.35	10	衣浦海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4013	F3E	158.35	10	衣浦海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 414	F3E	158.35	1	衣浦海上保安署 きぬかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4017～4018	F3E	158.35	1	衣浦海上保安署 きぬかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4064～4067	F3E	158.35	1	衣浦海上保安署 きぬかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほきちがまごおり	F3E	158.35	10	蒲郡海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 407	F3E	158.35	10	蒲郡海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4014	F3E	158.35	10	蒲郡海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4019～4020	F3E	158.35	1	蒲郡海上保安署
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4061～4062	F3E	158.35	1	蒲郡海上保安署 ひめかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4303	F3E	158.35	1	蒲郡海上保安署 ひめかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほきちよっかいち	F3E	158.35	10	四日市海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 488	F3E	158.35	10	四日市海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 430～431	F3E	158.35	1	四日市海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4023～4024	F3E	158.35	1	四日市海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4407～4408	F3E	158.35	1	四日市海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 413	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 しょうりゅう
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 424	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 しょうりゅう
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4080～4083	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 しょうりゅう
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 451	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 いせぎく
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4304	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 いせぎく
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4409～4410	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 いせぎく
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 452	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 さるびあ

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4021	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 さるびあ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4077	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 さるびあ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4305	F3E	158.35	1	四日市海上保安部 さるびあ
海上保安庁	携帯局	かいほきちとば	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4011	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 475	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4015～4016	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4026～4027	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4037	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4043	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4085	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4012	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 476	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 479	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4022	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4084	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4306～4308	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4411～4413	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4427	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4444	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4089	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4090～4093	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4428	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 453	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 481	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4035	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4038	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4416	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4428～4432	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いせゆき
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 477～478	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 まきぐも
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 480	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 まきぐも
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4039	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 まきぐも
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4086	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 まきぐも
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4414～4415	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 まきぐも
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4025	F3E	158.35	10	浜島分室

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4076	F3E	158.35	1	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4074~4075	F3E	158.35	1	浜島分室 いせかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほきちおわせ	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 499	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4001~4002	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4005	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 489	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 416~417	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 461~463	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4028~4029	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4042	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4087	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 432~433	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4088	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 406	F3E	158.35	10	伊勢航空基地
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4030~4033	F3E	158.35	1	伊勢航空基地
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 410	F3E	158.35	10	東海統制通信事務所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 467	F3E	158.35	1	東海統制通信事務所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 482	F3E	158.35	1	東海統制通信事務所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 496~497	F3E	158.35	1	東海統制通信事務所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4006	F3E	158.35	1	東海統制通信事務所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4060	F3E	158.35	1	東海統制通信事務所
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 1	F3E	158.35	1	海水油濁処理機構名古屋支部
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 2, 34, 35	F3E	158.35	1	海水油濁処理機構知多支部
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 3~4	F3E	158.35	1	海水油濁処理機構尾鷲支部
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 5	F3E	158.35	1	全国内航タンカー海運組合東海支部
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 6	F3E	158.35	1	伊勢湾・三河湾タグ協会
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 7, 24~33	F3E	158.35	1	伊勢湾防災(株)
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 12	F3E	158.35	1	伊勢湾サルベージ懇話会
伊勢湾流出油災害対策協議会	携帯局	いせわりゅうたいきょう 16~23	F3E	158.35	1	中部電力(株)火力センター
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 1~2	F3E	158.35	1	中部電力(株)川越火力発電所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 3~4	F3E	158.35	1	中部電力(株)四日市火力発電所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 5	F3E	158.35	1	石原産業(株)四日市事務所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 6	F3E	158.35	1	谷口石油精製(株)
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 8~9, 24~25	F3E	158.35	1	昭和四日市石油(株)四日市製油所

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 10～11	F3E	158.35	1	コスモ石油(株)四日市製油所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 12～13	F3E	158.35	1	三菱化学(株)四日市事業所
四日市港湾災害対策協議会	携帯局	よっかいちこうさいきょう 26～27	F3E	158.35	1	中部電力(株)四日市LNGセンター

資料 2 4 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧

平成 1 9 年 1 0 月 1 日現在

地区	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
名古屋	伊勢湾防災株式会社	052-565-0138	
名古屋	株式会社ダイセキ	052-611-6321	
名古屋	名古屋汽船株式会社	052-653-6621	
名古屋	知多港運株式会社	052-651-5446	
名古屋	深田サルベージ建設株式会社 名古屋支店	052-661-9416	052-661-9416
衣浦	衣浦ポートサービス株式会社	0569-21-0489	0569-21-0489
四日市	伊勢湾防災株式会社 四日市支店 ^ホ レ ^ン シ ^ョ ン ^セ	0593-61-1020	0593-61-1020
尾鷲	東邦石油株式会社	0597-22-1181	

海上災害防止センター	TEL 045-224-4311 FAX 045-224-4312
------------	--------------------------------------

資料 2 5 排出油等の防除に関する協議会等一覧

平成19年10月 1 日現在

担当部署	協議会等名称	対象地域	設立年月日	会長	会員の概要	備考
第四管区本部	伊勢湾流出油災害対策協議会	伊勢湾及び東海西部沿岸海域	昭和48年11月15日	四本部長	国の機関2 地方公共団体6 民間14 計22	
四日市保安部	四日市港湾災害対策協議会	四日市港及びその周辺	昭和43年7月16日	四日市部長	国の機関6 地方公共団体7 民間46 計59	
尾鷲保安部	尾鷲湾流出油災害対策協議会	尾鷲湾及びその周辺海域	昭和54年1月24日	尾鷲部長	国の機関1 地方公共団体6 民間11 計18	

参考 1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

平成20年3月末現在

資 機 材 名	数量	単位	荷 姿	個 数	総重量	保 管 地	備 考
高粘度油回収装置(ブラシ式)	10	式	コンテナ	一式各2	7.5t+2.5t	稚内、紋別、塩釜、横浜、高知、福岡、三国、伏木、鹿児島、那覇	
高粘度油回収装置(真空ポンプ)	1	式	コンテナ	2	10t+8.5t	網走	
油回収装置(GT-185)	2	台	コンテナ	2	2.8t	横浜、福岡	
外洋型オイルフェンス (ユニブーム1000R)	300	m	専用カバー	1	12.0t	函館、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (補助船使用時)
集油用オイルフェンス (Vスweep)	135 (45×3)	m	コンテナ	1	4.2t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
アウトリガー	3	個	コンテナ	1	1.0t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
ローラーユニット	3	個	コンテナ	1	0.5t	網走、福岡、新潟	トランスレック等集油用 (単独使用時)
高粘度油回収ネット	119	式				各管区に5～19	単船使用タイプ
高粘度油専用捕獲材 (オイルスネアー)	330	袋	袋			各管区約30	

参考2 海上保安庁以外の主な排出油等防除資材保有状況

平成20年3月末現在

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
日本サルベージ株式会社 門司支店 (海上災害防止センター 所有分を委託管理) 北九州市門司区田ノ浦 15-73	油回収装置 トランスレック250	専用コンテナ(1式/2)	2.8 × 2.44 × 6.06 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1	13.0 5.0
	大型オイルフェンス 自己膨張式 NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.44 × 6.06	1	10.9
	大型オイルバッグ200	専用コンテナ(1式/1)	1.7 × 1.7 × 2.3	2	2.5
石油連盟 第一号東京湾基地 極東石油工業㈱ 千葉精油所内 市原市千種海岸1	油回収装置 トランスレック250	専用コンテナ(1式/2)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1	15.0 5.0
	DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1) 専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4 2.5 × 2.35 × 3.7	1 2	15.0 5.7
	ディープシーーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	50	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 200 t 50t	専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		2 1	— —
	ビーチクリーナー ミバックスシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
	ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65
	ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5
	油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9
石油連盟 第2号瀬戸内基地 ㈱ジャパンエナジー 水島精油所内 倉敷市潮通2-1	油回収装置 TARANTURA GT-185-8	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.44 × 6.06 2.3 × 2.2 × 2.8	1 2	5.5 2.8
	DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
	コマラ40	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
	大型オイルフェンス RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	RO-BOOM2200	専用コンテナ(250m/1)	2.35 × 2.2 × 4.0	1	6.4
	ディープシーーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	25	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 200 t 50t	専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		2 1	— —
	ビーチクリーナー ミバックスシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
	ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65
	ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第3号伊勢湾基地 コスモ石油㈱ 霞地区保有地内 四日市市霞1-22	油回収装置 GT-185-8	専用コンテナ(1式/1)	2.3 × 2.2 × 2.8	2	2.8
	DESMIコンピネーション・スキマ コマラ12K	専用コンテナ(1式/1) 専用コンテナ(4式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1 2.59 × 2.44 × 2.99	3 1	3.2 3.1
	コマラ40	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	2.7
	DIP402	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.59 × 4.27	1	3.5
	大型オイルフェンス RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシーーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1) (10ftコンテナ)		1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	ビーチクリーナー ミバックスシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
	ミバックスシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65
	ビーチカーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5
回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5	
大型オイルバッグ 50 t	専用コンテナ(1式/1) (10ftコンテナ)		1	—	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
石油連盟 第4号日本海基地 昭和シェル石油㈱ 新潟精油所内 新潟市平和町21	油回収装置 トランズレック250	専用コンテナ(1式/2)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 1	15.0 5.0
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4	1	15.0
	RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシープーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	2	6.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 200 t 50t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	2 1	— —
ピーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0	
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ピーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第5号北海道基地 日石三菱精製㈱ 室蘭精油所内 室蘭市陣屋町1-172	油回収装置 トランズレック250	専用コンテナ(1式/3)	4.1 × 2.5 × 7.4 2.59 × 2.44 × 6.06	1 2	14.2 12.9
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	2.7
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	2	3.1
	大型オイルフェンス 自己膨張式NO-800-R	専用コンテナ(250m/1)	3.1 × 2.76 × 7.4	1	15.0
	RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	ディープシープーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 3.5 × 2.4	1	6.0
	Hdスプリントプーム	専用コンテナ(250m/1)	2.75 × 2.44 × 4.27	1	7.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
100t	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 2.0 × 2.0	2	0.8	
大型オイルバッグ 50 t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	1	—	
ピーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0	
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ピーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	
石油連盟 第6号沖縄基地 沖縄石油精製㈱ 精油所内 中頭郡与那城町平安座2	油回収装置 GT-185-6	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	2.8
	DESMIコンビネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.35 × 3.1	3	3.2
	コマラ12K	専用コンテナ(4式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.1
	コマラ40	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.4
	DIP402	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.59 × 4.27	1	3.5
	大型オイルフェンス RO-BOOM1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.35 × 3.7	2	5.7
	Hdスプリントプーム	専用コンテナ(250m/1)	2.75 × 2.44 × 4.27	2	7.0
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.5
	固形式 プームバッグ	専用コンテナ(200m/1)	(10ftコンテナ)	1	0.95
	集油型オイルフェンス	専用コンテナ(60m/1)	2.44 × 2.44 × 2.99	1	3.5
	アウトリガー	専用コンテナ(1式/1)	2.44 × 2.44 × 5.8	1	1.5
	砂浜用オイルフェンス	専用コンテナ(320m/1)	2.59 × 2.4 × 2.99	1	2.7
	回収油バージ 25t	専用コンテナ(1式/1)	0.9 × 1.1 × 1.4	1	0.5
	大型オイルバッグ 50 t	専用コンテナ(1式/1)	(10ftコンテナ)	1	—
	ピーチクリーナー ミニバグシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.59 × 2.44 × 2.99	1	3.0
ミニバグシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	0.65	
ピーチクリーナー	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.0	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.5	
油水分離機	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.9	

参考 3 大型油回収船一覧

平成20年3月末現在

船名	配備港	総トン数	速力(ノット)	能力(kl/h)
清龍丸	名古屋港	3,526	10.5	1,000
海翔丸	門司港門司区	4,663	13	1,000(渦流式)
				400(投込み式)
白山	新潟港	4,184	12	1,000(渦流式)
				250(投込み式)